

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 22 年 2 月 19 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 2 7 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	北野委員長、吹田副委員長、千葉・中島・濱本・斎藤(博)・ 成田(晃) 各委員		
説明員	副市長、総務・医療保険両部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、中島委員を御指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○副市長

このたび判明いたしました福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求問題について、本日はお忙しい中、厚生常任委員会を開催していただき、大変恐縮に思っておりますし、このような問題が発生したことに対しまして、おわびを申し上げたいと思います。

この問題については、現在、庁内に調査検討委員会を設置して原因や再発防止、損失補てん方法などについて鋭意検討を行っていますが、本日はこれまでの経緯、経過などにつきまして報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長

福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求について報告を求めます。

○医療保険部長

福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求について報告をいたします。資料をごらんください。

まず、概要についてでありますけれども、小樽市福祉医療助成制度に係る高額療養費の立替金について長期にわたり不適切な事務取扱（未請求）があることが判明いたしました。

福祉医療助成制度には、重度心身障害者医療助成制度、ひとり親家庭等医療助成制度、乳幼児等医療助成制度があり、これら的高額療養費については、自己負担限度額を超えた分を市がいったん立替払しているため、後日、本人から委任状を徴し、本人にかわって各保険者に請求して、歳入として受けることになっております。

また、市が立替払する額の2分の1は、北海道の補助対象となっております。

今回、この保険者へ的高額療養費の請求及びこれに付随する業務において、平成14年度から18年度までの5年間、不適切な事務取扱（未請求）があったことが判明いたしました。

保険者へ的高額療養費の請求時効は2年間のため、これらはいずれも時効が成立しており、今後、保険者へ請求することができず、市に損失を及ぼすこととなりました。

次に、経過についてであります。平成21年1月に行われた北海道医療給付事業に係る平成19年度及び20年度の事務指導検査において、本人からの委任状をもらえないなどの理由により、結果として保険者への請求が未処理になっている事例についての指摘があったため、平成18年度以前の分についても念のため調査をしたところ、平成14年度から18年度までの間、不適切な事務取扱（未請求）があったことが判明いたしました。

次に、原因についてであります。平成14年度から17年度までは、当時の担当者が業務繁忙等により請求事務が滞り処理できない状態にありながら、上司や同僚等に相談することもなく放置し、当時の上司もこの事実気づかなかったことによるものです。18年度分については、本人から市への代理受領委任状をもらえないなどの理由により、保険者への請求が滞っていたものですが、重ねての催告等を怠っていたため、結果的に時効となったものです。

次に、未請求額等についてであります。未請求となっていた期間は平成14年度から18年度ですが、このうち関係書類が保存されている平成15年度から18年度までについて精査したところ、未請求額は6,751万494円となりました。この額については、時効が成立しており、保険者に請求できないことから、全額市の損失となります。

なお、この助成制度は北海道から2分の1の補助を受けており、未請求が判明した平成20年度を基準として、過去5か年分について北海道への補助金の返還が必要となりますので、平成15年度から18年度分の返還に係る関係予

算計上を第 1 回定例会で予定しております。

次に、調査に係る経緯でございます。

先ほど報告いたしましたとおり、平成 21 年 1 月 28 日の事務指導検査で一部の事例、未処理の部分についての指摘を受けてございます。2 月に請求が滞っている事例の進ちょく状況を点検したところ、2 年間の請求時効が迫っている 19 年度分の事例について直ちに対応をとりました。そして、過去同様の事例がなかったか 18 年度以前の分について調査にかかったわけです。そして、14 年度から 18 年度までの間に不適切な事務取扱が判明したものです。3 月 9 日には、担当部局でございます北海道保健福祉部子ども未来推進局を訪問して概要報告をしており、3 月 30 日付で北海道から関係文書の保存についての通知がございました。要するに、時効の関係でございますけれども、平成 20 年度から起算した 5 年前である 15 年度の書類を保存するという通知でございます。4 月にはデータの保管状況と書類の保管場所の調査を行いました。5 月には北海道と請求の時効について、保険者へ請求の時効は 2 年ですが、補助金の返還についての時効は 5 年という差がございますので、この中身についての協議をいたしました。6 月から 8 月にかけて、プログラムの復元やリストの打ち出し、あるいは請求書データの入力、このようなことを情報システム課に依頼し、実施しております。これだけの期間がかかっておりますのは、特に 5 月から 7 月は税金あるいは料金など市のさまざまな納付書を発送する賦課業務の時期に当たりますので、なかなか一度に作業ができなかったものです。そして、9 月になりまして、このリストと請求書の照合作業を開始いたしました。10 月、11 月にかけては、照合して訂正、修正をした最終リストを打ち出し、高額療養費の整理簿を作成いたしました。12 月には整理簿が完成いたしまして、未請求金額の積算をして、実績報告書を作成し、市長へ報告してございます。もちろん市長へは節目ごとに報告しておりますけれども、最終的な実績報告、金額の報告はこのときにしておりません。そして、1 月 18 日に後志支庁へ実績報告書を提出し、21 日に事務指導検査を受け、26 日に額の確定となり、これもちまして 2 月 2 日に公表をさせていただいたところでございます。

2 枚目以降の資料の説明でございます。

資料①は、課の体制の変遷でございます。平成 15 年当時は福祉部高齢社会対策室高齢福祉課医療係でございまして、20 年度に機構改革がございまして、医療保険部後期高齢福祉医療課福祉医療係で所管をしてございます。

資料②は、具体的な事務分掌とございますか、平成 15 年度と 20 年度の福祉医療係の業務のうち福祉医療の担当の分についての比較でございます。

資料③は、医療費データと高額療養費の請求・支払いの流れでございます。以前にも説明しておりますけれども、この制度の請求の中身というのが非常にわかりにくいので、医療助成受給者が医療機関に行ったときに、自己負担が 1 割、医療助成が 2 割、保険者負担が 7 割、医療助成の 2 割分を国保連合会経由で市が立替えて払い、後で市から保険者に請求して戻ってくるという一連の流れでございます。

資料④は、請求事務の流れでございます。主な業務として受給者証の発行から保険者から振り込まれた高額療養費を収入調定するまでの流れには①から⑩まで 11 段階の業務がございます。現在は右のほうにありますように①、④、⑧、⑨、⑩で内部決裁をしており、課長、係長が決裁をしております。ただ、当時は①と⑩だけで、端的に申し上げますと、上司が押印する決裁の書類も回っていなかった状況でございます。

資料⑤は、福祉医療助成事業費の歳入と歳出です。補助金がどこに入り、どの部分を返すのかというお話がございましたので、なるべくわかりやすく書いたつもりです。もし内容について疑問がございましたら、後ほどまた御質問いただきたいと思いますけれども、今までの一番ピークのときで 1 年間の医療助成費は 10 億円ぐらいございました。下の歳入のところに雑入（高額療養費等）2 億円とございまして、この分を引いたところが医療助成事業で、その半分が道からの補助金で入ってきます。道補助の 4 億円の下に計算式が書いておりますけれども、医療費総額の 10 億円から雑入（高額療養費等）の 2 億円を引いたものの 2 分の 1 でございます。それぞれ歳入科目は、道からの補助金については左側の道支出金に示しております科目で、歳入がでございます。それから、高額療養費につきま

しては、諸収入の中の雑入で、節としては福祉医療費等保険者負担金収入で調定され入金されているところがございます。

資料⑥は、事業別の医療助成費と高額療養費の受給者数・助成件数・助成額でございます。上の段が平成13年度から20年度までの受給者数・受給件数と1,000円単位の受給額でございます。下の段が医療助成総額に対して入ってくる先ほど説明した雑入の部分で、高額療養費の収入件数と1,000円単位の収入額でございます。件数と金額の割合、医療助成額と高額療養費との割合を書いております。これは年度ごとのばらつきがどうであったのか、未請求になったときに急に減じてわかったのではないかということについて、この表でござんたいだきたいと思うのですけれども、平成13年度から20年度まで助成額と件数はこのような流れになっております。

なぜ、このように毎年数字が変わるかというのが、資料⑦でございます。高額療養費についての年度ごとの増減の要因が、平成13年度から20年度まで書いてございます。中でもかなり大きな改正の部分は平成16年10月、北海道医療助成事業の制度の大幅改正があり、課税・非課税制度の導入あるいは障害1割負担の課税世帯の方が重度医療対象から外れたということがございます。その後は、減少の一途をたどっているわけです。

以上が本日配布させていただきました資料についての概略の説明でございます。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

○中島委員

新聞報道で発表されてから、この間、市民からは6,700万円もだめにしたのはどういうことなのだ、という質問や財政難の小樽市にさらに痛手になると心配する声も含めて寄せられており、大変注目されている状態です。今後、市民の信頼を回復することを目指して、原因の究明、対策を明らかにして、責任のとり方もまた明確にする必要があると思います。

◎高額療養費未請求件数などについて

最初にお聞きしますけれども、平成14年度から18年度まで未請求があった中で、書類が保存されていた15年度から18年度が対象になっておりますが、それ以前にはこういう問題はなかったと判断をしているのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成14年度からの職員のけ怠という話があり、それ以前となりますと13年度ですが、当時は別の担当者が行っておりまして、状況を聞きましたところ、高額療養費の請求事務については、現在、適切に行っているような方法で行われていたと聞いております。

○中島委員

平成21年1月の北海道の事務指導検査がきっかけであったと聞いており、今回、この未請求の総額は6,751万494円ですが、件数としてはどれぐらいになるのでしょうか。

資料⑥を見ますと、医療助成の実態と高額療養費の内訳が示されております。これが請求された件数ですから、このほかに未請求の件数があったことになると思うのですが、対象年度の未請求件数と全体の総件数が幾らになるかもお知らせください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今回、未請求のありました年度別の件数をお答えいたします。

平成15年度は195件、16年度は203件、17年度は267件、18年度135件、合計で800件となっております。

○中島委員

例えば、平成15年度の数字で見ますと、1万519件は請求しているのです。未請求が195件ですから、全体で見れば、ほとんどの請求がされているのに、195件だけが請求できなかった。それはどういう理由だったのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

高額療養費の請求分と未請求分についてですけれども、高額療養費自体は福祉医療助成の対象者全体に入っておりますけれども、各保険者の内訳を見ていきますと、小樽市の場合、国民健康保険と国保以外の社会保険ということで考えますと、国保が大体7割で社保が3割程度、そのほかに別な事業者もありますけれども、そういったわけで全体に占める社保自体の割合が低いことになっております。

○中島委員

ちょっと今の説明ではよくわからないのですけれども、1万519件と未請求分の195件の関係は、保険によって違うということですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

請求していなかった分は、社会保険等ということで、社保を中心とした分であります。それ以外の請求されている分は、国保を中心とした分であります。業務の流れでいきますと、小樽市へ医療費のデータが来るのですけれども、その場合に、事務の基本となるリストを打ち出します。リストで打ち出される当初から、国保の分と国保以外の分に分かれていきます。国保分につきましては、国保年金課へそのリストを送りまして、国保年金課で高額療養費を計算していただいて、小樽市へ振り込まれます。一方、社保等については、福祉医療係が自分たちで高額療養費を計算した上で、それぞれの保険者に個別に請求して収納する流れになっております。

○中島委員

◎原因について

そうしたら、福祉医療係がやるべき仕事は、国保以外の保険組合など社保等への請求だったのですね。その部分がされていなかったということで、未請求が起きたのですね。

なぜそういうことになったのが問題なのですから、通常、福祉医療係で、高額療養費の請求する事務作業についてはどういう仕組みでやられるのでしょうか。できなかった理由については、どういうふう把握しているのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

口で言いますと非常に複雑な流れになっておりますので、資料③で事務の流れを説明いたします。

まず、福祉医療助成の受給者が病院にかかりましたら、病院では治療にかかった費用である医療費をデータとして請求書にまとめます。その場合、普通の方は自己負担が3割ですけれども、自己負担を1割にして、残った2割は医療助成として小樽市で、保険者は7割を負担します。そのデータは、一度国保連合会を通じて出されていきます。右下に書いてあるとおり、保険者は7割を請求されて国保連合会へ支払います。一方、福祉医療は左下になりまして、2割相当分はいったん国保連合会を通じて病院のほうへ支払います。そこで、一度業務は終わるわけですが、小樽市で補助した2割分の中から高額療養費に該当するものがないかどうかを確認する仕事に入っていきます。

資料④に移り、実際の高額療養費請求事務の流れとなりますが、一応その前段の①から④も話します。まず①では、本人からの申請を受け付けまして、医療費受給者証の発行業務をします。②では、申請データをパソコンでマスターに入力しております。③で受給者の保険者別のリストをつくります。例えば共済組合の方が今度加入しました。あるいは社会保険に加入しましたという、それぞれの保険者別にリストをつくりまして、④で保険者へ通知します。保険者へ受給者を通知することによって、保険者はこの人たちが福祉医療助成に該当している方だと把握して、仮に高額療養費が発生した場合には、福祉医療から申請が来るのを待つような体制をとっております。一方、

⑤では、先ほど言いました国保連合会から送られてきた医療機関からの医療費データをシステムに入力しまして、⑥で、その中から一部の高額療養費に該当する人たちのリストを打ち出します。このリストに基づいて業務を進めますけれども、このときに先ほど言った国保の該当者分のリストは国保年金課へ回しております。⑦では、国保以外のいわゆる社保の該当者分のリストのチェックをします。この中で、高額療養費に該当する人を把握します。⑧で、高額療養費の該当した方に委任状も兼ねている高額療養費の申請書を送りまして、委任状に判を押して、福祉医療係へ返信してもらいます。⑨で、その書類を福祉医療係から保険者に高額療養費の請求ということで送付します。⑩で、保険者から計算された高額療養費が小樽市の福祉医療係に振り込まれてきます。⑪で、最終的に振り込まれた高額療養費を市の収入として調定して受け入れます。このような流れになっております。ここまではよろしいでしょうか。

実際に事務が滞ったところを申しますと、⑥の国保と国保以外の社保等の高額療養費に該当するリストが打ち出されてきますが、この時点では、まだ候補対象者ということで確実に高額療養費に該当することにはなっておりません。そのリストを見ながら、課税・非課税世帯、それから一部負担金の金額といったものをチェックしながら高額療養費に該当する人を抽出して、本人を特定するわけです。このチェック作業を怠って、当初二、三か月間は行っていたのですが、業務がふくそうする中で、その後だんだんやらなくなってきて、そのうちに行おうということだったので、だんだんたまっていくうちにできなくなってきたというのが今回の未請求事務になった発端と申しますか、きっかけというふうになっております。

○中島委員

詳しくお話しをいただいたので、あらかたはわかりましたけれども、平成15年度から18年度まで、担当者の方は同じ人ですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成14年度にこの仕事を引き継ぎまして、14年度、15年度、16年度、17年度まで4年間担当して、翌年度に後任者に引き継いでおります。

○中島委員

そうすると、そういう仕事を最初二、三か月やった後、チェックリストから該当するかどうかの課税状況などをつけ合わせるという具体的な請求にかかわる実務をやらなくなったという事態があるわけですね。先ほどの説明では、仕事、業務が煩雑でとか繁忙だとかという言い方をしていました。業務繁忙等により請求事務が滞り、処理できない状態にありながらと言いますが、当時、この業務の担当者が1か月で200件、年間でも大きな数ではないと思うのですが、業務繁忙でできなかったという中身について、業務量が多かった、忙しかったという認識はどういうふうに判断したのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

一口に業務繁忙という言葉になっておりますけれども、資料②を見ていただき、福祉医療係の担当業務で左側が平成15年度です。14年度から基本的には変わっておりませんので、これで説明いたしますけれども、係長のほかに係員が3人おりました。職員①としておりますけれども、基本的にここに書いておおり、五つの業務のほかに窓口及び電話対応をやっております。話によれば、この高額療養費の請求事務自体は、職員①の持っている三、四割、他の業務が大体六、七割、それぞれ四つの業務に分散されている状況であります。月に1度出てきた高額療養費のリストのチェックをするのに、大体1週間程度が必要だと聞いております。

繁忙ということについては、窓口及び電話対応という部分があるのですが、現在の私の課には後期高齢者医療係、それから今回の福祉医療係があるわけですが、申請だとか通知だとかという窓口業務が物すごく多い職場です。新規に重度・乳幼児・ひとり親の医療助成に該当する方が申込みの相談にいらっしゃるほかに、結婚したらひとり親の資格がなくなるとか、いわゆる異動、資格喪失あるいは健康保険が変わったなど、非常に多彩な方がそ

れぞれいろいろな目的で窓口に行っています。あるいは非常に難しい相談もあって、いわゆる窓口対応だとか日中の電話対応で結構時間がとられます。そうしますと、日中そういったことで問い合わせなどの電話が多いと、本来処理できると予想された業務が日中はできなくて、どうしても 5 時 20 分過ぎの時間外から処理をしなければならぬことがあります。当時、この職員も積極的に電話だとか、窓口対応等には当たっていたようではございますけれども、高額療養費の請求事務はこちらから請求するというので、特に締切りがない業務ですので、後回しにしてしまった結果、業務が毎月たまっていくことになりました。それをなかなか処理できずに、日々の業務でもたまっていた分をさかのぼって処理することが追いつかない中で、結果的にはずるずると長期間この高額療養費の請求事務を処理しないまま過ぎてしまったという状況であると確認しております。

○中島委員

窓口対応はこの方一人ではなくて、ほかにもする方がいるようでありますから、仕事量の過重が理由でできなかったという説明だけでは納得のいかないものが残ります。

今回のこういう結果になって、御本人も何年来にわたってやり残した仕事はずっとあって、日常業務を送っているわけですから、たぶんいろいろと考えることもあったでしょうし、悩むこともあったのではないかと思いますので、そういう問題について、当時の上司や周囲は一切気づくことがなかったのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

そもそもの原因の部分に若干触れてくる部分があるかと思うのですが、先ほど説明したとおり、当時の担当者は前任者から仕事を引き継いで 2 か月ほどはやったけれども、その後、処理できない状態が続いていたと。本人にしてみれば、当時は当然遅れを取り戻すために時期を見てやろうという意識はあったのだと思いますけれども、自分で何とかしようという考えによりまして、早めに周りの同僚だとか、あるいは係長、その他の上司に大変だから手伝ってほしいという相談はしなかったようです。本人はそういう中で忙しく働いておりますし、先ほど言ったとおり、国保関係で高額療養費の収入の調定が毎月上がってくるものですから、全体として高額療養費の事務については処理されているものと上司も思っていて、なかなか社保の部分だけが一部未処理の状況にあることは、見ている中ではわからなかったと。本人もできれば自分でやろうという気持ちはあったのだとは思いますが、結果的にそれができなかったという状況と聞いております。

○中島委員

以上の説明を聞いた上で、改めてお聞きしますが、今回の未請求問題の原因は何かと問われたときには、どのようにお答えになるのでしょうか。医療保険部長と山田副市長からそれぞれお答え願います。

○医療保険部長

ただいま課長からそれぞれの説明をいたしましたけれども、まず一つには、担当者が上司に対して滞った仕事があることを申告しなかったことがございます。それともう一つは、係長が、それまでの平成 13 年度までは少なくともその事業が行われており、請求行為が行われていたわけですし、15 年度以降の担当係長も昔その業務をやっていたことがある人間でしたので、どちらも社保等に対する請求が必要だということは認識していたけれども、それが上がってこないことに気がつかなかった。先ほど事務の流れを説明しましたが、その請求についての委任状をとること、あるいは保険者へ請求することについての決裁を当時とはとっていなかったようです。ですから、リストが出てきたのはわかっており、いわゆる照合作業は行っていた。その先もやっていると思っていたけれども、決裁をとる仕掛けになっていなかったのではわからなかったというのが係長の言い方です。課長については何かそのような事務があるようだけれどもわからなかったというふうに言っております。ですから、これはもう組織として課の業務を課長、係長が把握していなくて、担当者がわからなかったら、それまでになっていたということだと思います。

○副市長

せんだって記者会見をさせていただいたときに、基本的には本人の資質の問題だというふうには私は答えておりました。後でいろいろ調べましたら、少なくとも組織的に全体的な部分からすると、今、部長が話したように、決裁をとるような仕組みになっていないということで、当然決裁をしていけば、社保の保険者に請求する書類が回ってこないわけですから、上司はわかるのでしょうかけれども、これはずっとそういう形だったのかどうかもありますけれども、個人の資質の問題というのはひとつ第一義的にありますし、それから組織的な問題だというふうにも思っています。

ただ、少なくとも組織全体がそういう仕組みになっていたことは当然私どもとしても認識をしています。そういう把握ができないという、いわゆる公の仕事をしている職員という意味での一人一人個人の資質の問題として、そういう意識をきちんと持つべきものだと思っていますから、私は第一義的には本人も含めて、それから課長も係長も含めて、職員としての資質の問題が問われるという認識は今でも持っております。

○中島委員

踏み込んだ答弁をいただきましたけれども、新聞紙上の発表のときには、個人の資質の問題だということを中心に強調された記者会見だったように思います。当事者の責任が問われるのは、もうこれは言うまでもない中身です。

問題は、今おっしゃったように、未請求分が放置されている事実がチェックできないシステムの問題、担当課長、係長まで仕事の内容を報告する仕組みになっているのかどうか、また通常業務が実施されていないときにこれがきちんとわかる仕組みになっているのか、こういうあたりが仕事の仕組みとしては当然求められると思うのです。改めて、振り返ってみて、今回の未請求をどうすれば防ぐことができたと思うのか。そういう点で、今後の改善策として検討した中身があれば、お答えいただきたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

資料④の事務の流れですが、左の受付から収入調定までの①から⑩までありまして、右に内部の決裁の欄があります。その左側が未請求時には①の申請の受付は決裁をし、その後、決裁が必要なものも中間地点にはあるのですが、一番末尾のゴールであります⑩の振り込まれた額の調定で終わっていました。資料の内部決裁欄の平成 13 年度まではやっていて、14 年度以降は決裁がとれなかった部分です。この決裁がとれなかった部分は、事務をしなければ当然決裁を上げる必要もないわけですが、今回この改善のために、右側の現在にありますけれども、もともとあった決裁部分に含めて⑨番の高額療養費の申請書を保険者に請求するときも含めて、節目ごとに決裁しております。同時に、なぜ係長あるいは課長が当時その流れがわからなかったかという問題の一つに、きちんとした事務処理マニュアルをつくって、高額療養費の請求事務はこういうものだという事務引継ぎなり、あるいは異動の際に前任者から後任者へ引き継ぐときに、一通りこういったものを見て説明することによって、業務の流れ全体を把握でき、あるいは決裁の必要なものもピンポイントを押さえておいて、仮に上がってこなくても、1 年に 1 回はそれらの業務を確認できるようにする形で事務改善をしてきております。そのほかにも、道の事務指導検査における指摘事項とか改善事項といったものも含めまして、打ち出された高額療養費のリストが当時はまだ紙ベースで手作業により行っておりましたが、現在はコンピュータを導入して、機械でいろいろなエラーチェックを行いミスを防ぐような形での改善を図ってきております。

ですから、少なくとも今は引継ぎに事務マニュアルあるいはこういったものを必ずつくって、そもそも書類が回ってこなくても、上司にもわかるような形で改善を図っているということでもあります。

○中島委員

要するに、仕事が終わったことを報告する仕組みはあるのですか。例えば最後の⑩高額療養費の収入調定をするという段階で、今月分の高額療養費は国保で何件、社保で何件、総額幾ら入りましたと報告するシステムはあるのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

保険者に請求するときもそうです。例えば共済の保険者に別紙リストで高額療養費の請求をしていいかどうか決裁をとってから保険者に請求します。それから、今お話のあった⑩の収入調定については、当然このように調定を上げていいかということで、担当者、係長、課長までの決裁は義務づけられており、会計課へ流れていくものですから、この部分についての漏れは当時も今もないということです。

○中島委員

それならば収入調定の中に、各保険者別の請求の中身は記載されていないためにわからなかったということですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

収入調定の書き方なのですが、いわゆる代表的なものを挙げれば、12月分国保分、何件、幾らという金額もありますし、その他として区分されているものもあります。その他の区分の中には物すごい数の被保険者名があるわけです。それで、1件1件書くのが大変なので、社保の場合は、個別の保険者名を書くような調定の仕方になっていないので、全体としてはその調定を見て、社会保険が入っているのかいないのかは区分できないというのが一つです。それから同じ調定で収入の中に入ってくるほんの一部なのですが、学校でスポーツ保険みたいなものに入っていて、学校でけがしたときに3割、4割のお金が保護者に戻ってくる場合があります。そういうものについても、福祉医療助成を受けている方については福祉医療のほうで負担している分は返してくださいといったものも紛れていますので、なかなか収入調定だけでは判断できないような状況となっていたということです。

○中島委員

もう少しここは詳しく議論する部分があると思うのですが、時間の関係もありますので次に移ります。

◎職員の処分について

処分の問題ですが、このように小樽市への大きな損害を発生する結果になった担当職員である当事者及び係長、課長、関連上司、副市長、市長まで対象になるのか、そういう処分についてはこの間、調査検討委員会で議論していると思うのですが、どういう話合いになっているのでしょうか。

○（総務）職員課長

職員の処分の関係につきましては、現在、職員の分限懲戒審査委員会で審査をしております、継続中でございます。

○中島委員

継続中ということは、話合いはされているということですね。差し支えがなければ、今どういう話合いをされている最中なのか、途中経過はお聞かせいただけますか。

○総務部長

誤解があってはならないのですが、この問題の調査検討委員会では処分についての議論はしておりません。これはあくまでも真相究明という側面であります。分限懲戒審査委員会は、もともと常設の機関の中で職員に何かあったときの処分の問題について、現在既に1回開催しておりますけれども、その中で事実関係の確認、実態、本人たちからの聴取を含めた中身について現在議論をしている最中でございます。

○中島委員

それでは、調査検討委員会の中では処分問題は一切かわらないという中身なのでしょうか。

○総務部長

この調査検討委員会は職員の処分をするところではありませんので、その中では真相究明、損失補てん、再発防止を主眼に進めております。

○中島委員

この処分にかかわる審議を担当する委員会で、結論が出されるのはどれぐらいの時間がかかる予定なのですか。

○総務部長

いつまでというのはなかなか難しいのですが、こういう案件でいろいろと今御質問にありますとおり、さまざまな形で市民の皆さんの信頼の問題がありますので、我々としてはできるだけ早い時期に整理をしていかなければならないと考えていまして、現在、精力的に進めております。

○中島委員

◎北海道への補助金返還期限と損失補てんについて

当面、差し迫った課題としては、北海道への補助金の返還を年度内に求められていると書いてあります。約3,400万円をどのようにねん出するのか、また総額6,700万円の損失補てんの見直しについても、どのような検討をされているのか、お答えください。

○総務部長

損失補てんの関係も、今、調査検討委員会の議論の中で進めております。なかなか難しい課題で、今ここで明確な答えはできないのですが、今回の問題によって市に大きな損害が生じたことは事実であります。あわせて、市民の皆さんの信頼を失って、それらを取り戻すためには何をなすべきかも一つの検討課題だろうということで、調査検討委員会でも話をしております。

当然、今のお話の中で、当事者あるいは関係者の返済というのがありますけれども、金額を考えたときに、現実の問題としてはなかなか厳しい金額になっていることと、今の私どもに対する市民の皆さんの信頼をどのように取り戻していくかという観点から、職員全体の中でどうやって協力をしていけるかということも必要で、今、全職員の中で話し合いをさせていただいておりますので、そういったことも含めて、損失の補てん方法について、今、鋭意協議をしているということでございます。

○中島委員

職員で弁償するという方向も検討されていると。

私たちが情報として聞いておりますのは、小樽市職員で構成する福利厚生会、理事長は山田厚副市長ですけれども、2月12日の第3回常任理事会で、今回問題になっている福祉医療助成制度の高額療養費未請求問題が報告になって、北海道への返還金3,414万8,000円を福利厚生会の振興基金特別会計から支出して小樽市に寄附したいという提案があり、各職員には協力してほしいとの話を聞いております。この内容で検討してほしいという各職場での議論もあるように聞いておりますが、このとおりですか。

○総務部長

事実関係はそのとおりです。ただ、問題は、私どもがなぜ急いだからということで、今お話しになりました道への補助金の返還に3月31日という期限があることが一つです。それと現実に議会で御論議いただいて補正予算を議決していただくことになれば、もうそんなに時間がないといえますか、代表質問までの間に一定の判断をしなければ、なかなか厳しいだろうということもあります。ですから、職員側として協力金を準備できるのであれば、実はその辺がリミットになりますので、これだけ多額の現金を準備するのは個人的にはなかなか難しい話ですから、今現在、職員の互助会で処理をしている振興基金、これも決して余っているお金ではないのですけれども、一時金として寄附をいただくなり、あるいは貸していただくなり、その辺はまだ決めておりませんが、そういう形で道への補助金に充てるのが可能かどうか、今、職場で全職員の中で議論をしているところでございます。

○中島委員

疑問が何点かありますけれども、なぜ3月31日までに返さなければならない話になったのでしょうか。1年以上かけて調査をしてきて、2月2日によく公表した中身なのです。原因を調査検討委員会でも、あとは職員の処

分の問題も議論の最中ではありませんか。そういう中で、3月31日という期限を切って補助金を返すと決まった経過はどのようなのですか。これは道からこのようにするよという話があったのですか。

○医療保険部長

先ほどの調査に至る経緯で申し上げますように、昨年1月28日の事務指導検査の後、2月になって未請求があることが判明し、3月9日に北海道に報告しているのです。これは平成20年度の話なのです。それからまもなく、3月末に書類の保管期限のことがありますので、本来であれば20年度にわかったものは20年度に返還するのは、北海道側としては当然のお話ですが、その段階では書類も何もないわけです。たまたま福祉部から医療保険部への機構改革の年であったこと、あるいは庁舎内に保管できない古いものについては、廃校になりました旧石山中学校にて保管している書類もありました。ですから、私が4月1日に医療保険部長で着任いたしましたときに書類がどこにあるかわからない状況でした。北海道には、調査するには請求書を探すだけでも時間がかかるので、いつまで待ってもらえますかというお話をまずしました。その中で、できるだけ年内には、年度内ではなくて21年中に返還をしてほしいという話でしたので、もしお返しできなかったときはどうなりますかと申し上げました、端的に。そのときは、先ほど資料⑤でごらんいただきましたとおり、福祉医療助成事業の総額が多いときで10億円ぐらいありますが、私どもが任意で返せないとなれば、それは北海道が助成していた事業について小樽市が不誠実な対応をとるわけですから、これについては10億円そのものではなくて、そこから高額療養費を引いた分の半分ですから、年度ごとについては3億円とか4億円とかそういう額の返還命令をかけなければいけないことになりまして、私はそこまで話をしているのです。その中で、調査に時間がかかること、あるいは予算措置を含めて今の財源、特定財源のことを含めて、年内というのは難しいので、第1回定例会でお願いをしていく中で、出納整理期間における、お金のやりとりは以前から不適正な取扱いの原因になっており、出納整理期間に普通の公のお金が回ることがあってはいけない話ですから、これは3月末までにお返しをするということで、命令をされたわけではなくて、私どもと北海道の協議の中で3月末までに返還するという話をさせていただいております。

○中島委員

協議の中で3月いっぱいとお決めになったといいますけれども、北海道との関係ではいろいろ問題があるのです。平成20年11月10日の道議会の決算特別委員会第1分科会で、花岡ユリ子道議が質問しているのですが、平成15年度から19年度まで3市9町で高額療養費の未請求が1,938件、約1億5,700万円あることが明らかにされています。小樽市だけではないのです。全道で幾つかの少なくない自治体で同じような問題が起きているのです。このときは登別市の460件、約4,140万円の額が最高でした。今回、小樽市は800件で6,700万円ですから、これ上回る額です。大体、医療費の請求は2年で時効になるのに、北海道への補助金の一部返還は5年間で時効だということで、この整合性の問題もあると思います。何よりも道の指導監督の下でこういう問題が複数に起きてくること自体、責任はあると私は思うのです。こちらからそのことを言うのは、正面からは言えない中身かもしれませんが、協議するとき、やはり自治体の準備期間なり一定の市民への説明が果たせる段階の時間をもらうことは、やぶさかではない話だと思うのです。そういう点で、保険請求期間の時効と補助金返還の時効の矛盾、この問題については交渉すべきだと思うのですが、この点はどうですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まず、現行の医療保険制度の中で保険者に高額療養費を請求する権利は、基本的には保険者と御本人との関係です。小樽市はたまたま代理人として高額療養費の話をしておりますけれども、あくまでも御本人と保険者との関係で、診療月から数えて2年間を経過したときには時効になるということで期間が設けられております。

一方、小樽市が道から補助金をもらうというのは、性質が違います。また、別の法律なり、規定なりによって解釈されます。

道の5年間の請求の根拠ですけれども、まず基本的には、北海道では今回この補助金を小樽市から申請を受けて、

内容をチェックして、そして年間のかかった医療費の 2 分の 1 の補助額を交付するときに決定書が送られてきます。その補助金の交付決定書の条件の中に、書類の保管について記載されております。補助金交付決定書の条項としては、補助事業に関する帳簿及び書類を供え、これを整理し、かつこれを事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならないというように、補助金に関する書類は 5 年間保存しなさいと義務づけられております。仮に今回のように、後日、補助金の額の確定に変更がある場合には、少なくとも 5 年間はさかのぼって精査して、改めて補助金の一部の変更がありましたのでということで事務指導検査を受けます。そうすると、未請求があった時代に 5 億円と補助金の積算をしていたものが、今回、積算した結果、4 億円が正しかったですという変更通知を出すと、差額の 1 億円は返還しなければならないこととなります。それでも道のほうは、その積算が正しかったかどうか、小樽市にもう一度現地調査ということで、事務指導検査が入りまして、約 1 週間後にそれで間違いないですという確定の通知が送られてきます。その確定通知に基づいて返還額が決まることになっております。ですから、基本的には補助金との関係で、返還は書類が保存されている 5 年間にさかのぼりますと、当時、相談したときには、道内の他の市町につきましても、同じようにその旨のお話をして理解していただいていると。同じようにその返還については、協議が始まったら、年度末までにはお支払いいただきたいということも、双方の協議の中で進められてきたところです。

○中島委員

これについてはまださらに話がありますが、その前に、先ほど質問した小樽市職員福利厚生会の振興基金からの返還は、貸付けになるのか、寄附になるのか、まだわからないというお話ですけれども、大体この振興基金というのは何でしょうか。基金総額がどれくらいになって、税金が投入されている部分はないのですか。この点についてお答えください。

○（総務）職員課長

振興基金の目的につきましては、以前、福利厚生会で職員会館を持っていたものですから、大規模な財産の修繕の必要が出たときとか、主に突発的に一時的なお金が出るためのために、積み立てていたお金であります。

それと、市からの補助金との関係につきましては、今、小樽市から福利厚生会に対する助成金につきましては、全体の収入の中からするとほんの数パーセントでして、使い道は限定的でして、現在、福利厚生会の全体の一般会計の事務費の約 20 パーセント相当、それと保健事業、人間ドックとかにかかるときの都市共済なり本人負担なりを除いた部分の一部負担、それと潮まつりに出る場合の飲食を除いた部分の 2 分の 1 程度で、平成 20 年度の例で言いますと 300 万円程度と、全体の福利厚生会の収入からいうと、約 6 パーセントでございます。

振興基金の総額としましては約 5,500 万円程度で、今回寄附という形で三千四、五百万円程度繰り出すと、残りが 2,000 万円程度でございます。

○中島委員

振興基金の使い道に制限や決まりというものはないので、これまでの具体的な支出内容は直近で何があったのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

福利厚生会の関係なものですから、規約でいいますと、先ほど申し上げたように、一時的な支出のために積み立てているものです。そのほかに理事長も必要と認めるということで、支出が適切かどうかは別としまして、可能ではないかと考えております。

それと、ここ近年は、会費収入なりで補えない部分が一定程度出てきているものですから、200 万円から 300 万円程度、毎年、福利厚生会の一般会計部分に繰り出して財源に充てているのが実態でございます。

○中島委員

正直言って、その感想としては 5,500 万円も多額の積立てをして、職員の福利厚生に使うものだと思いますけれど

も、職員には人間ドックを受けるのに 1 万円の自己負担を出してもらっているし、もっと職員に還元すべきお金ではないのかという話も聞いているのです。こういう話合いの皆さんの意見とかこういう提案に対する議論の経過については、どのように聞いていますか。

○総務部長

大変恐縮なのですが、福利厚生会は全職員をもって構成して、決して縦系列で私どもがすべてをやっている組織ではありません。職員の自主的な判断の中で職員同士がすべてを決めています。ですから、今、お話のありました自己負担うんぬんの話は、職員全体で決めている話ですから、それについてはあえて言うことは何事ありません。

それからもう一つは、福利厚生会の事業は地方公務員法の第42条、第43条の中で職員の元気回復若しくは福利厚生に関して、当然市としてやらなければならないことです。そういったために職員がみずから互助組織としてつくっている会に対して、市から一定の助成をして職員の健康管理の部分をゆだねているのが現状です。今、お話のありましたとおり、かなり前は、市からそれなりの交付金をいただいていた時期もあるのですが、ここしばらくはずっと財政的に厳しい中で、今、お話のありましたとおり、潮まつりに係るお金何十万円とか、健康管理で100万円とか、そういう単位で、事業そのものにはさらにもっと大きなお金を使っておりますので、ほとんどが職員の会費の中で賄われています。それから、現在もお話のあった議論はしていますけれども、まだ決まった話ではなくて、職員全体の中で議論をしている最中ですので、その辺は十分お含み置きいただきたいと思えます。

○中島委員

そうおっしゃいますけれども、各職場で部長が説明をして協力してほしいという縦系列でやっているのではないですか。こういう話も聞いていますから、決して公平な対等平等の職員の中の話合いという中身ではないと思えます。

そういう点でも問題があるのと、実際には福利厚生会と行政との関係は、違う組織だといいながら、そこに今回の問題のお金を解消していただくという話合いをしているわけです。個人の積立金あるいは組織としての積立金の使い道については、組織を構成する皆さんの判断で決まるものだと思います。しかし、3月31日に返すのだから早くやれという話になっていいのですか。十分な議論と納得が得られる過程が必要だと思うのです。そういう点では期限を切って、上司が説明をして、頼む、お願い、納得してくれという話になれば、平等な議論ではなくて、上からの指導という形にもなりかねないと思うのですけれども、そういう点についてはいかがですか。

○総務部長

大変恐縮ですが、部長会を通して指導して、これで言うことを聞けと言ったことはございません。ただ、申し上げたいのは、福利厚生会の常任理事会の中で、各職場からの代表である理事の皆さんに、こういった形で先週お話をしました。ただ、理事の皆さんが職場へ帰って全員に説明するときに、残念ながら十分な知識と十分な資料がないので、我々としては部長会を通じてフォローアップをしてほしいとお願いをしましたけれども、今お話のありました、職制を通じて各部長から職員にプレッシャーをかけるようなことはしておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

○中島委員

形式的にはそうは言っても、トップである上司からの話になれば、そういう受け取り方をしかねないと私は言っているのです。

その中で、当事者はどういう責任と負担があるか、決められた上での提案なのですか。この件について、先ほど処分については検討中との答弁でしたが、お金の問題は3月31日までに決着をしなければならないと提案している段階で、当事者と関連上司に関する負担については議論されているのですか。

○総務部長

先ほども話しましたが、今回、市民の皆さんの信頼を取り戻すために、職員全体でどのようなことができ

るのかという中で、職員の中で幾ばくか協力をしていくことができないのだろうかという議論をしているわけです。当然、本人、関係者にも別の形で話をさせていただいています。ただ、それぞれ市の職員ですから、金額的に多額な分をすぐ用意できるという条件ではありません。その中でも、今、本人としてやりきれない範囲の中でできるだけ努力をしていただくことの話合いは、当事者あるいは関係者を含めて別個にやっております。ただ、この方たちが具体的に、例えばどのぐらいのことができるのか。そして、いつまででどうできるかはまだ協議中でありまして、決まっておきませんので、もう少し時間がかかると思います。

○中島委員

最後になりますけれども、登別市でも多額の未請求事件がありまして、登別市議会では調査特別委員会を設置して報告書を出しています。そのときに、損失額の取扱いについて、税金で負担すべきではない。当時の特別職は、先んじて負担額を明らかにする、担当部職員はその責任の度合いに応じた負担をするという原則をまとめているのです。今の段階では、そういうものが何も明らかになっていないのです、小樽市の場合は。そして、職員全体でお金を出しましょうという話だけが先行しているのです。これは納得できない話ですよ。3月31日に期限を切ることを優先するのではなくて、きちんと責任の所在、当時の関係者の負担を明確にして、その上でどうするのかという話が本当ではないですか。一部職員の皆さんからは、不適切な処理が今回で終わるとは限らない。また、職員の不祥事、不適切な事態が起きたら、同じように職員の中で積み立ててきたお金を拠出して、本人の負担は明らかにならないまま、みんなで分け合おうなどと決められたらかなわない。そんなことこれからもやるのかと、こういう意見もあるのです。当然だと思います。

北海道にきちんとと言ってください。今、調査結果に基づいてどうやってこの問題を解決するか、職員、そして市民にわかるように鋭意努力をしている最中だと。そういう合意形成と責任の所在、そして負担が明らかになるような時間が欲しいと言って、3月31日にこだわらない。平成22年第1回定例会だってまだ始まっていないのです。定例会の中でも調査をして、審議をしなければならないのです。3月31日までの間に決着してしまうように今進めてしまっているのですか。私はやはり3月31日の期限という問題については、きちんと交渉して、市民と職員に納得できる期間を設ける、これが管理部局の最低限の責任だと思います。山田副市長に見解を伺って終わります。

○副市長

私は福利厚生会のときに話しましたがけれども、基本的にはこの問題というのは、道と小樽市の関係なのです。あくまでも医療制度を実施している市に対して、道が補助をしているのです。ですから、それ自体が誤った部分について返還を求められるというのは、道からすれば、余分な金を小樽市に補助したわけだから、逆にそれを求めないことになる、道が問題になるわけです。ですから、あくまでも小樽市と道の間からすると、いわゆる公対公の話ですから、当然小樽市としては申しわけないと公金で提案をすることも一つの選択肢としてあると思うのです。ただ、私どもとしては、この中身、内容として、そのような形で提案をすること自体に御理解がいただけるかどうかの議論をして、仮にそういった特定の財源があるのであれば、そういった財源でまずお願いをしようということで、あくまでも市の職員に対して、対市民や対道との関係で、市の職員として信頼回復という意味で何とか御協力いただけないかと思っております。

ただ、今、皆さん方が職員として、給料の削減等々がされていて大変なわけですから、現在の中で、一人頭幾ばくかのお金を徴すること自体、協力を求めるのは極めて難しいでしょうから、私も含めて全職員が会員になっているこの財源を少し活用させていただけないかと。ただ、そのお金が福利厚生会に戻るかどうかについては、総額からいけば、当事者から戻すのは極めて難しいのではないかと話をさせてもらって、協力を仰いだところでございます。したがって、私どもとしては、先ほど部長が言っているように、今議論をしている最中でありまして、その特定財源の確保の問題については、その結論を待って、結果的に協力をいただけないのであれば、また別にどのような対応をするのか、今、中島委員がおっしゃったように、期間を持って検討できるような条件であれば、

いわゆる公的な市の財源を使えないと判断をすれば、どういう形で処理をするのか、議会の議論も含めて相対的に判断せざるを得ません。今現在、調査検討委員会としては当面市から道に返還する部分については、今言ったように市の職員が犯した問題について、何とか市民の理解を得るために財源を抛出いただけないかと。その手法として、その会員の財源をお願いできないかという議論をさせてもらっていますので、これから道との関係についてはそういったものも見ながら、改めてまた検討すべきことがあれば、したいというふうには思っています。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

報告を聞いて、まだわからない事実関係の部分を中心に伺いたいと思います。

◎年度別の未請求件数と金額、道への返還金について

平成15年度から18年度までの年度別の件数は今の質問の中で伺いをしたのですが、総額で約6,700万円になるわけですが、年度別の金額をまず教えてください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

未請求に係る年度別の金額ですけれども、平成15年度、1,962万8,862円、16年度、2,055万6,726円、17年度、1,866万9,029円、18年度、865万5,877円となっております。

○濱本委員

これが約6,751万円の内訳と理解しますけれども、3,700万円の道の返還金は、年度別で見ると単純に半分という理解でいいのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

現行の道の補助率は50パーセントですけれども、以前は60パーセントだったものが毎年2割ずつ落ちていっており、15年度分だけは補助率が52パーセントですので、若干金額は増えることとなります。

○濱本委員

◎事務指導検査の時期と内容について

この経緯の中で平成21年1月に事務指導検査を受けて、一部の事例について不適切なものがあるという指摘を受けたと記載されています。この検査の具体的な内容と、平成15年度からの部分で何年度に行われたのか。また、検査をするわけですから、当然、検査結果について道からの報告書なり、改善勧告書みたいなものが来るのだらうと思うのですが、その辺の内容について教えてください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まず、事務指導検査の実施時期ですけれども、今回の未請求の指摘があった検査は平成21年1月28日に実施されました。対象は19年度分、20年度分になります。その前は17年2月15日に実施されており、対象は15年度分、16年度分となっております。この間、17年度分、18年度分の2年度間においては実施されていません。

内容ですけれども、事前に何月何日に調査をするので、これまでの関係帳簿を用意するように通知があります。今回、事前に要請があった関係書類帳簿について、まず北海道医療給付事業に関する市町村の条例規則を用意下さいと。それから、北海道医療給付事務に関するさまざまな帳票も用意しておいてくださいと。それから、事前提出書類として、北海道医療給付事務内訳書というのがあり、道から一定の様式が示されており、医療給付にかかわる項目別の件数金額、その他を詳細に帳票にしております。それが事務指導検査のチェックのときに使う書類となっております。

今回の事務指導検査の項目については、医療費の支払状況、高額療養費の請求状況、補助対象で道の分と市町村の分、福祉医療助成を受けた方には必ず受給者証を交付していますので受給者証の交付状況、これらの関係書類を

事前に、あるいは当日用意しておくようにということで実施されました。

今回の改善指示事項という部分についてですけれども、まず平成16年の事務指導検査の結果については、17年2月25日に出されております。2月15日の検査ですから、約10日後になります。この中で、総評としましては、事務はおおむね適正に執行されていると認められますが、当日担当者が口頭で示した事項にも留意の上、適正な処理をお願いしますということで終わっております。口頭指示事項は、乳幼児の受給者証の申請書台帳に交付年月日の記載漏れがあったので、漏れないようにしてくださいと。それから、今回20年1月にあった改善指示事項については、21年4月21日付けで送られてきておまして、内容は各医療保険者への高額療養費の請求に当たり、医療受給者からの代理委任状未提出により保険者への未請求が生じていることから、当該受給者に対し督促などにより委任状を徴収するとともに、確定後、速やかな請求行為に努めること。それからもう一つ、高額療養費について請求額と実際に支給された決定額の間には差異が見受けられることから、その理由についても保険者に照会して把握するとともに、根拠を明確にしておくこととなっております。

○濱本委員

結局、平成15年度分、16年度分については17年に事務指導検査が行われて、今の内容からいくと、口頭指示はあったが、おおむね適正ということで、口頭指示ですから大したことではないという。でも、現実にはもうその時点で、この未請求に関しては発生をしていたのです。しかしながら、前回17年に行った道の事務指導検査のときには見つけられなくて、今回、昨年1月に行った19年度分、20年度分の検査のときに、なぜこれが見つけられたのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成20年6月ころだったと思いますけれども、登別市のほか、道内の幾つかの市町で未請求事件が発生したことによって、21年の事務指導検査のときには、特に高額療養費についての事務が適正にされているかどうかの検査が重点的に行われたということでございます。

○濱本委員

要はほかの事例があったので、そのことを重点的に見たら、小樽市も例外ではなかったということですね。

それで、もう一つ確認したいのですが、平成19、20年度の分を事務指導検査して、時効にかかわるからということで修正をかけたと思うのですが、その不適切な部分の具体的な件数だとか金額は、どういう状況なのでしょう。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

少しお待ちください。

○濱本委員

ではその数字は後で教えてください。

結局、そういう具体的な部分があって、大体の概略はわかりましたけれども、昨年1月に事務指導検査が行われて、道から指摘を受けて、市長への最初の報告はいつの時点でなされたのでしょうか。

○医療保険部長

先ほどの資料で説明いたしましたとおり、3月9日に道へ報告をしておりますので、道の対応を含めて3月10日に市長へ報告しております。

○濱本委員

では、市長は3月10日の時点で、この案件については知っていたのですね。

◎議会への報告について

その時点では、たぶん金額は確定をしていないので、どのような規模になるかはわからないのですが、危機管理という考え方からいくと、報告を受けた時点で不適正な部分があったことだけははっきりしているわけです。調査検討委員会が本年の2月8日に設置されていますけれども、私の考えでいったら、この報告をした時点で、即、

この委員会を設けるべきだったのではないのかと思います。報告の時点ではなくても、少なくとも、ある程度金額が確定し始めたとき、例えば実際に始めている作業は作業でいいのですけれども、再発防止だとか原因究明は、確定作業とは別に並行的にすぐに始めていてもよかったのではないかと思うのですが、それについての御見解はどうでしょうか。

○総務部長

そういう御意見もあろうかと思いますが。市長へ報告のある前段には私にも報告がありましたし、現実には話をしながら、調査検討委員会という名前ではありませんでしたけれども、当時の医療保険部、それから私どもが入って、そういう意味では現実的な調査特別委員会みたいな形で作業としては進めていました。それから、再発防止についても、医療保険部の仕事のやり方について、当面のチェック体制等、話をしながら進めていましたけれども、ただ、今お話にありましたとおり、実際の件数だとか、金額、さらには当時どのような状況の中で進めていたかがまだ不明でありまして、また事件性の問題などもまだよく見えなかったものですから、こういった形で処理をしていくのかということで、まずは数字を確定させていくことを一義的に進めました。調査検討委員会という形のを立ち上げてはおりませんが、実質的には話をしながら当面やるべきことについては、私どもも随時聞きながらやることはやっていたということになります。

○濱本委員

新聞報道がなされると、市民の皆さんは現実に道の指摘があつて、調査を始めて、金額が確定して、本年 2 月に発表になったので、1 年間の間、いわゆる隠ぺいしていたみたいな感覚の声も聞こえるわけです。そういう意味からいくと、道の指摘を受けたことは事実ですから、やはりもっと早く、そういう事実もきちんと報告すべきだったのではなんでしょうか。もっと言えば、議会にも報告はないわけですし、たぶんこういう補助金の関係のものについては、道の検査というのは、他の分野でもあるのだらうと思うので、検査を受けて適正だったらそれは極端に言ったら報告はしなくてもいい話ですけれども、適正でないことが勧告された時点で、やはり議会にも、厚生常任委員会にも報告があつてしかるべきではなかったかと、今、私は思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まず、先ほど少しお待ちいただきたいと申し上げていた件数ですが、平成 19 年度、20 年度の事務指導検査を受けたときは未請求というよりも、そのときはまだ保険者に請求されていない処理経過として、20 年度は 10 件、19 年度は 50 件ありました。その 50 件のうち、時効が迫ってくる部分について期限が切れると未請求になりますと言われまして、急ぎよこれを取り急ぎ進めていったという流れであります。事務改善事項が出されるまでの間に、自分たちで作業も進めていたのですけれども、すぐに検査結果の報告だとか、あるいはそのときに未請求が発生したのがわかったわけではありません。19 年度は未請求になる可能性があるもので、事務改善をなさいという指摘を受けて対応しました。資料にも書いてありますけれども、それから 18 年度分についてさかのぼって調べてみようというところから話が始まって、そこでわかったものですから、道との相談というようなのも含めて、時間かけて進めてございました。

○濱本委員

今の説明でいくと、平成 19 年度分、20 年度分は、50 件と 10 件あり、当然、時効にかかるからすぐに手続を開始したと。道からは、18 年度以前についてもきちんと検査をなさいという指摘、勧告があつたのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

先ほども申しましたけれども、基本的には進行管理をきちんとしないと時効になる部分があるので、道が以前から指摘していた高額療養費整理簿でいつ発生して、いつ請求書を出して、いつ収入になったのかを管理するようになさいという指導とあわせて、今言ったとおり、入っていないのがわかりますので、これらについて時効になりそうなものは改善なさいとのことで、あくまでも平成 20 年度分、19 年度分しか対象になっていませんので、その

ときには18年度分は検査対象になっていないので、指摘事項もございません。

○濱本委員

ということは、正直にやったということですね、ある意味。道が平成19年度、20年度でそういう事項があるから、例えば時効にかかるまでの何年間を自主的に検査しなさいと。結果を報告しなさいということではなく、小樽市が自発的にやったという理解でいいのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

そのとおりです。

○濱本委員

◎責任と損失補てんについて

わかりました。自発的に行って、行為としては大変いいのですけれども、お金が出ていくという悲しい現実もあるので、ちょっと複雑な思いなのですが、結局こういうことが起きると、最後はやはり責任の話になります。先ほども登別市の調査報告書の話が出ていましたが、その中では、特別職、管理職、担当職員について、管理責任と事務責任の度合いが示されており、担当職員は事務責任が重くなり、特別職は管理責任が重くなるという図が示されておりました。当事者の責任は当然そうですが、いわゆる管理責任などについても、副市長は同様の認識をお持ちでしょうか。

○副市長

大変申しわけないですけれども、登別市のその図は見ていないのですが、基本的にこういった事務のけ息といったものはあまり想像しないで仕事をしていますので、これからどういう判断をするのかがあるのです。基本的にはやはり責任の度合い、なかんずく、処分をするのは当然責任の度合いでやりますので、やはり地方公務員法上でどういった行為なのか、信用失墜行為ですとか、いろいろありますので、まずどこに当てはまるのかということです。それから、当然国家公務員の場合、こういう行為をどういった判断をしているか、全国の事例がどうであったか、こういったことを全体的に判断して、各職員の状況に基づいて判断をしていこうと考えております。ですから、登別市が特別委員会で報告をしたことを前例にするというよりも、私の認識では登別市とはパターンが多少違う気もしていますので、そういう意味では当然当事者はもとより、その管理監督にあった者も含めて、今、懲戒の対象として議論しておりますので、そういう立場で臨むべきという考えでおります。

○濱本委員

そこで、調査検討委員会が2月8日に設置され、中身の話は原因究明だとか、対策だとか、それから補てんの部分をテーマにしているわけですが、これからの具体的なスケジュールとして、大体いつぐらいまでにこの調査特別委員会として一定の報告を出すのですか。当然この調査特別委員会は内部委員会ですから、例えばその下に有識者会議みたいな形で意見を聞くような場面を設けるつもりがあるのかないのか。それこそ、先ほどの登別市の話では、弁護士なども呼んで、どこまで責任があるとか、法的な部分も確認しているみたいですが、その点についてのお考えはどうでしょうか。

○総務部長

御指摘のありますとおり、実は弁護士との協議もしております。さまざまなことを今進めておりますけれども、問題は先ほど中島委員にも答弁いたしました、今はとりあえず、道の補助金絡みの部分をまずはやってみようということを進めておりますけれども、これは一つの当面策です。それ以降、やはり先ほどから申しておりますように、全体の損失の補てんのし方、また再発防止といったものを中心に時間をかけながら、この委員会でやっていきます。ただ、ある意味では、第1回定例会が3月の中過ぎぐらいまでの日程で予定しておりますけれども、このぐらいを一つのめどに我々も再発防止、損失補てん、原因究明ももちろんですけれども、できればその一方で、懲戒処分を含めた一連の流れについて皆さんにお示しできるスケジュールで進めたいとは思っております。

○濱本委員

道との絡みでのお金の返し方はある意味納期が決まっているわけですから、それは早急にやらなければならない。しかしながら、その原因究明と再発防止については、単なる一つの部門だけの問題ではなくて、全庁的な問題としてとらえるべきだろうと思います。あんまり短兵急にやって、通り一遍の報告書だけが出ました。はい、これでいいですとは、ならないと思うのです。だから、そこの部分について、私はじっくり腰を据えて、二度とこういうことがないような報告をつくってもらいたいし、その報告にのっとってきちんと実践をしていただきたいと希望しておきます。

◎監査委員事務局への報告について

最後に、一つだけ確認をします。道の指摘を受けたときに、いわゆる不適切な部分があると、未請求がありますと外部からの指摘を受けたことというのは、市のシステムとして、監査委員事務局に報告がいくのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

金額だとかそういうのが間違っていたとか、あるいは事務が不適切だから改善しなさいという指摘は、あくまでも原部原課原係の中の話で、そういうものがあつたら改善するというので、監査委員事務局にこういうことが事務指導検査で指摘されましたとは、よほど何かがあつた場合以外は、そういうようなことはしておりません。

○濱本委員

よほど何かの事態だったわけですから、私はそういう意味ではやはり報告する必要があつたと思いますし、せっかく市の中に監査委員事務局という組織があるのですから、やはり連絡を密にする必要があるのではないかと思うのです。監査委員事務局は、例えば業務の改善だとかそういう提案もしているわけですよ。こういうものが不備ですから、用意をしなさいとか、監査委員事務局はそういう仕事しているわけで、外部から原課が指摘を受けたのであれば、やはりそれは監査委員事務局に報告すべきだし、これからはそういう体制をとってもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○総務部次長

監査委員事務局との関係でございますけれども、監査委員事務局自体はみずからの検査とあと日程も含めて独自にやる部分と、あと今の医療保険の部分は事業の中で道の補助、国の補助も含めて、国の監査、検査というのはそれぞれの部分ではたくさんあります。だから、基本的には国の検査を受けた部分については、そこの関係で完結する部分がございます。そのすべての守備範囲を監査委員事務局に逐一報告するというシステムにはなってございません。

ただ、今、濱本委員がおっしゃったように、すべてでなくても結果として今回は特にこういう大きな問題になっているわけです。その部分については今後も含めて、ただその場合、監査委員事務局が、監査委員そのものがそれに向かってやるべきものなのかどうなのかは、これからまた議論はあると思いますけれども、今後は内容によってケース・バイ・ケースになると思いますけれども、監査委員事務局との関係はちょっと協議していきたいという部分はあると思います。

○濱本委員

監査委員事務局そのものの機能強化ということもずっと言われているわけで、また外部監査の話も出ているわけです。そういう部分では、具体的な外部からの検査があつて、そのことに対して報告をしたから、監査委員事務局が具体的に行動しなさいとはたぶんならないと思うのですが、少なくとも情報だけは、きちんと庁内で伝わっていないと、やはりほかのことにも派生していくような気がするのです。決してそれはそこだけの話ではなくて、ほかの部署にもそういうことはたぶんあるのだろうと思うのです。ですから、監査委員事務局の機能の充実のためにも、道はこういう手法でこういう検査をしたということがわかるだけでも、監査委員事務局の機能強化にもなるし、私はプラスに働くと思うので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 44 分

再開 午後 3 時 04 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○千葉委員

今回の福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求につきましては、先ほどお話もありましたけれども、テレビですとか、新聞等で報道をされ、それ以来、我が党のほうにも、怒りの声といいますか、非常に多くの抗議の声が届いております。それと同時に、議会は何をやっていたのかという声も届いているのが現状だということを、まずは認識していただきたいと思っております。

先ほど来より原因、経緯について御説明、御質問等がありましたけれども、事情はどうであれ、今回の件に関しましては、非常に許しがたい問題だと私どもも考えております。

今回の未請求額の補てんの仕方についてですけれども、現在、話合いが行われていると説明がございましたが、我が党としましては、これを税金で補てんすることは考えておりませんので、まず冒頭に述べさせていただきたいと思っております。集中審議等も控えておりますので、質問等も若干重なるかと思っておりますけれども、質問をさせていただきたいと思っております。

◎経緯と議会への報告について

初めに、経緯について質問をさせていただきたいと思っております。

約 1 年前に道の検査によって直ちに請求時効が迫っている分が見つかったということで、先ほどのお話では、それ以前についても市独自で、もしかしたら同じような事例があるのではないかという調査をしたというお話がありました。平成 19 年度分の事例について、2 年間の時効が迫っているということだったのですけれども、その調査を見て、これはもしかしたら 18 年度以前、その前にもあるかもしれないということで調査を始めたのか、それともこの時点で既に以前の担当者に状況を聞いて、実態があるのかどうか確認をされて調査を行ったのかどうかについてお話しをさせていただきたいと思っております。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

先ほど若干触れた部分もありますけれども、平成 21 年 1 月といいますと 20 年度でありまして、そのときの事務指導検査対象は 20 年度と 19 年度の 2 年間でした。保険者に対する請求時効が 2 年ということで、19 年度の古い部分については、このままにしておくことができなくなり、最終的に未請求になりますという指摘がありました。検査が終わった段階で、委任状が戻ってきていない部分があれば、二度三度というような督促をするように、係長、係員に指示をして、あわせまして 2 年間の請求時効になりますと、20 年度ですから 19 年度、18 年度の関係もありますので、時効の関係があつて念のためにということで 18 年度書類についても点検をしました。そうしましたところ、18 年度の中に、2 年間の請求時効を経過しているものがあつたという事実が発覚したところです。

○千葉委員

2 月には平成 14 年度から 18 年度までの不適切な事務取扱が判明して、3 月 9 日には道への概要報告になったと思うのですが、リストなど、調査のためのデータの復元はというのは 6 月、7 月ということで、2 月の時点では分か

らなかったことですよ。でも、14年度から18年度までの間に不適切な事務取扱があり、これはもしかすると大きな問題になるのではないかという認識の下で道へ行かれたと思うのですが、何をもとに未請求が判明したのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今、説明した平成18年度の調査の中で、一部未請求が発覚したことになりますと、当然、ではその前年度はどうだったのかということで17年度の調査にも入りました。今回の14年度から17年度までの、いわゆる未請求の期間の最後の年度にひっかかってきます。17年度の帳簿もあわせて検査をしようとしたところ、帳簿が見当たらないので18年度に引き継いでいるものですから、当時の担当者に確認した結果、自分の担当していた時期に、その部分について、実はこのような事情でできなかったのだという話になったところでございます。

○千葉委員

今のお話ですと、2月の時点で本人に聞いて、以前に事務を怠ったような事実があることを、この時点で確認されたということでよろしいですか。

その後、市長への報告ですとか、プログラムの復元、リストを打ち出す依頼をして、照合作業ですとかの経過があるのですけれども、議会として、やはり1年もたってから報告を受けたということで、この間、何ら報告がなかったことに対して、議員は市民を代表して、負託を受けているということからして、私自身もどうなのかと疑問に思っておりますが、その辺の話というのは出なかったのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

公表時期の部分は、当然、総務部などと相談をしながら、あるいは道にも、報告をして協議してきたわけですが、実際に平成14年度から17年度に業務をしていないことがわかった時点で、先ほど説明いたしましたとおり国民健康保険分は行われているわけですから、やっていないとすれば、どの部分がやられていないのか。当時、わかっていたのは、国保以外のいわゆる社会保険分に処理できなかった部分がありましたので、道へはとりあえず、そういうことがわかったのだけれども、請求できなかった期間、件数、金額など、どのぐらいの規模になるのかは、これから調査して、固まり次第、報告したいという話をしました。先ほども触れたとおり、当時、書類が本庁の中にはないということがありまして、しかもその話がわかったのは2月、3月の積雪時期で、旧石山中学校にも行ったのですが、入る手前で門がコンパネで閉鎖されているのです。中も全く除雪が入っていないものですから、車は全く入れないですし、長靴でこいで入っていかなければならない状況でありました。また、4月に人事異動もあったので、雪解けを待って5月に旧石山中学校に行き、それからの作業となりました。

さらに、その作業が、毎月請求書などのいろいろなデータが送られてくるわけですが、それが3事業となりますと膨大な件数になります。なおかつ古い時期のものですから、コンピュータに入っているプログラムも制度改正のたびに替えており、直近のものしか復元できないので、改めて請求書のデータを打ち込んで、もう一度コンピュータに入れてからリストを打ち出す処理になります。そのようなことで、1年で12か月、3事業36か月分、1か月が大体1箱から2箱ぐらいの膨大な請求書のチェックから始まるということで時間もかかります。情報システム課に入力をお願いしに行っても、システム課も毎日毎月のスケジュールが決まっています、その中にその仕事を押し込んでお願いすることになれば、約束した期日も、それだったらもうちょっと待ってくださいということの繰り返しの中で、結果的には最後のエラーチェックをして確定するまでには、非常に長い時間がかかったのです。おおむね、皆さんにお配りした資料の調査に至る経緯のような流れで行ってきたということです。

○千葉委員

今、お話を伺って、確かに調査する帳票ですとかそういう書類の保存場所が長靴を履いて行かなければいけないとか、いろいろな問題があつて調査に時間がかかったということですが、しかしながら、この経緯を見ると、昨年12月には、未請求の積算金額がある程度固まっていたと思いますので、その時点で何らかの報告があつてもよ

かったのではないかと思います。私たちからしますと議会軽視ではないかという声もあり、この報告につきましては、遅くとも昨年の末には御報告をいただきましたかったと思っております。

◎原因について

今回、この原因についても何点かは資料の中にありますけれども、先ほどの御報告を伺うと、14年度から17年度までの担当者と18年度の担当者はかわっているというお話でした。業務繁忙等により請求事務が滞り、処理ができない状態にあったということ、また上司、同僚に相談することもなく放置をして、上司もこのことに気づかなかつたという理由が挙げられております。先ほど、業務繁忙等によりということで、業務内容についてもお話がありました。先ほどの御答弁では、やはり申請事務ですとか窓口対応にかなり時間がかかるということで、一般の窓口業務が終了してから残業して、この業務をしていたというお話もあったのですが、実際にこの担当者は、未請求になってしまった高額療養費の事務について、残業してまできちんと仕事をなさっていたのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成14年度から17年度までの期間、この業務の処理のために当時の担当者が残業をしていたかということでしょうか。

その業務のためだけではないかと思うのですが、当時、職場自体の業務がいろいろなことで忙しかったために係長と、それから福祉医療関係の係員が全員が、大体毎晩のように忙しいときは残っており、7時、8時ぐらまでは残業はしていたというふうに聞いています。

○千葉委員

でも、実際には、自分の担当する高額療養費請求の関係業務を怠っていたわけですね。この最大の原因は、繁忙等以外にはなかったのかどうか、どのように認識されておりますか。

○総務部長

資料にも業務繁忙等によりと書いてありますが、その業務繁忙という判断というか認識の難しさもあると思います。それぞれ同じ業務を繁忙の中でもできる方もいれば、できない方もいるという個々の問題もあると思います。本人と私が話をしている中では、決して日常的に毎日定時に帰れる職場でなかったのは事実ですが、他の業務で忙しいこともあったけれども、やはり自分の頑張りが足りなかったと率直に言っています。ですから、他の業務も行いながら、この業務をやろうという意思があったと思います。ですから、先ほども言いましたとおり、週決めだとか月決めで締切りがあれば当然のごとくやっていくのでしょうかけれども、締切日が決まっている業務ではないものですから次に延ばしていく中で積み重なっていったと、本人が言っておりますので、必ずしも業務多忙だけではなくて、本人の意思として、その業務をどちらかという積み残していったというような認識もあるのだらうとは思いますが。

○千葉委員

本当に残念な話だと思いますけれども、皆さんが残業していたというお話なのですが、職場内に相談するような雰囲気があったかどうかにかかわってくるのですけれども、例えば残業するにしても、どういう仕事をするから残業させていただきたいという申請はどのようになっているのでしょうか。

○総務部長

一般論で言いますと、管理職が業務の進ちょく状況を見ながら時間外勤務を命令していくのが基本です。ただ、実態としては、例えば課長がすべての職員の進ちょく状況を把握しているわけではありませんから、当然、係長あるいは担当のほうから、自分のスケジュールの中で時間外勤務をしたいという申出があるのだらうと思います。それを受けて管理職が命令をしていくというのが、基本的な時間外勤務命令という形の業務のやり方になっていると思います。

○千葉委員

先ほど、2か月間はこの請求に関して事務をしっかりとやってきたというお話を伺ったのですが、これは国保連合会からデータが来て、高額療養費に該当する方のリストのチェックは1週間程度でできると先ほど答弁をされていましたが、そのリストのチェック自体に、係長なりの上司の決裁が全く入っていないという認識でいいのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

先ほど、資料④の事務の流れで話しておりますとおり、本来、業務を行ってれば、④保険者へ通知にて、こういう人たちが新しく福祉医療助成制度の対象になりましたという通知を出すときには決裁をとる形になっていました。しかし、実際にはこの部分もないものですから、③保険者通知リスト打ち出しで、そういったものが出てきたとしても、ためておだけという状況になっていたのだらうと思います。

○千葉委員

この未請求者のリストは、データとしては請求した方と一緒に保管されているのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

データ自体の保管状況の話だと思うのですが、情報システム課から対象者のリストが打ち出されてきます。国保分のリストは国保年金課へ渡します。国保以外の社保分のリストは、担当者の手元に残ります。このリストをチェックして高額療養費の該当者を拾い出していく仕事の一つです。数百人が打ち出されているリストの中から、高額療養費の限度額は課税世帯であれば幾ら、非課税世帯であれば幾らというのがありますので、課税世帯か非課税世帯か、それぞれの医療費を見ながらチェックをしていきます。その中から大体50人くらいの該当者を拾い出し、ある程度の試算をします。高額療養費が該当する方について、本人に委任状を出して、高額療養費が該当しそうですねので、申請書に判を押して、あわせて市長へ委任する形で返信してくださいという仕事をするわけです。2か月程度はリストが出されてきたときにチェックをしていると。チェックはしても、その後、委任状を相手に送らなければならない。委任状は送るのだけれども、返ってこない。その段階で仕事がたまっていくのだというふうに思います。

○千葉委員

管理の仕方が致命的なことになりますけれども、委任状が返ってこないという管理自体は、その担当者だけが行っていたと理解してよろしいですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

高額療養費の請求事務自体は、一人の担当者の持っている業務の一つということになります。

○千葉委員

そういう事務の流れの決裁についても若干見直しがされたように見受けられますけれども、資料④の事務の流れでは、現在はこのように行っているとなっているのですが、実際にこの見直しはいつから行われているのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

この部分については、平成18年度に引き継がれた担当者がその仕事を教えてもらう中で、係長から事務マニュアルをつくるようにとか、いろいろな業務指導の改善があって、その中でいわゆる対外的に出すようなものも含めて、適宜節目で決裁をとるようにと改善されたというふうに聞いています。

○千葉委員

まだまだ改善の余地はあると理解してよろしいのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まだまだというふうにはならないのですが、平成21年に20年度の事務指導検査を受け、道の指摘事項では何が問題なのかとなりますと、進行管理なのです。高額療養費に該当する人は毎月出てくるわけですが、委

任状を出した、戻ってきた、保険者に請求した、お金が入ってきた、それらについて備考欄に適宜そのチェックが入っていると進行管理が一目でわかります。それを全部一覧表にして毎月打ち出し、係長、課長の決裁を毎月とするシステムにしてしまえば、進行管理は一目でわかるし、決裁漏れもないということで、現在、高額療養費請求台帳を加工しまして、そういう形での進行管理を徹底するように改善をしております。

○千葉委員

本当にそういうふうに進めていただきたいと思うのですが、先ほど来お話があるように、1 か月ごとにはできなかったことが積み重なって、このようになってしまったという御本人のお話ですが、やはりチェック体制も非常に重要だと思っています。

道などの公的機関の検査というのは、通常のきちんと収入されているものに対する検査が主だと思うのです。しかしながら、その前段の部分は、各市町村において自治体ごとにきちんと処理をしていることが非常に重要でありますし、逆に言えば、行政の仕事というのは、例えば税金を滞納している方がいるとなれば、滞納者に非常にチェックが厳しくて、きちんと管理をしているわけなので、こちらのほうと趣旨は違いますけれども、市に入る雑入の管理についても、やはりしっかりとした体制をとっていただきたいと思います。

一つの要因として、いろいろと制度が変わるごとに事務量が変わってきたと先ほどの答弁にもありましたけれども、実際にこれからもどんどん制度なり法なりは変わっていくと思いますが、市民の方からは、今後も制度が変わるたびに同じようなことが起こるのではないかとの声もあります。ちょっと記憶があいまいですが、昨年、違う事例で、生活支援課ですか、市の職員のけ怠によって何か新聞報道されたと思います。そういうことが何回も重なると、一生懸命やっている方も、市の職員は何をやっているのだと見られてしまうということで、全員が全員そういうふうに見られてしまうのが大変お気の毒だと思います。行政としての市の役割として、制度が変わったらその中で、ではどのように決裁方法を変えていくのかですとか、事務取扱をどうするのかですとか、ぜひともその話し合いをその都度行っていただきたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○医療保険部長

介護保険、後期高齢者医療など制度改正が毎年のようにあります。そのことをもって仕事が進まないとは一度も言ったことがありません。

今回の件は、先ほども話しましたが、制度改正で見抜きにくかったけれども、原因は担当者が本来の仕事をしなかった、あるいはできなかった、そのことを上司に報告しなかった、上司の係長は、昔自分でやっていた業務なのに見抜けなかった、課長に至っては、その仕事があるのもほとんど知らなかったという状態です。こんなことがあってはなりません。我々は、そういうことを改善するためにやってきております。後期高齢・福祉医療課長も、話しましたが、これ以上改善ができるかどうか、そこまでやっております。我々は、今、5年以上前のことを掘り返しているいろいろとやっているわけですが、信じられないことばかりなのです。先ほど話したように、上司が押印する決裁の紙自体が回っていないようなことが、たまたま平成18年度の以前の調査の中でわかり、真相を究明するために1年間かかってやってきました。どこに書類があるのかもわからない、お金が幾ら足りないのかもわからない、そのようなことで報告はできませんし、道の事務指導検査が通るかどうかもわからなかったのです、ついこの間までは。そのことを、この1年間かけて一生懸命やってまいりましたので、今後のこの事務についても、医療保険部だけではなくて、すべての部署で制度改正があろうとなかろうと事務を改善していくことについての決意は変わりません。

○副市長

千葉委員のおっしゃった一つ一つの制度改正も当然ですが、今、お話のあったように、生活支援課でもけ怠ととられるようなこともございましたし、そういう意味では御心配いただいているように、圧倒的にきちんとやっている職員がいるのに、そういう一つ一つのことで指摘をされること自体に問題があるということです。そうい

う意味では本来、先ほど中島委員の御質問にも答えましたけれども、公務員という一つの立場で職員として働いている以上は、確かに一人一人の能力差はあるのですけれども、基本的に仕事をしないというのはないだろうと思っています、我々としては。しかし、それがあるといことは、やはり上司を含めて基本的な認識をちょっと変えておかないと、いわゆる性善説で適正に行われているのだという前提で全部進んでおり、国保分の書類が回っているから社保分の書類も回っていると思っていたという前提でやっていたのです。けれどもそういった意識ではなく、大変不幸なことなのですが、これからはその辺あたりの見方をきちんと変えて、ミスがあるのだという前提で職員を指導・監督するという考え方も、これから上司たる者に対しては話をしていかなければならないと、そのようなことを今回の問題発生後、感じておりますので、そのあたりの趣旨を含めて対応していきたいと思っております。

○委員長

この際、委員長から理事者に申し上げます。千葉委員の質問はもとより、濱本委員、中島委員からの質問でも、議会への報告がなぜできなかったのかについては、報告できる状態ではなかったということで一貫して答弁されているのですが、今後とも議会に対してこういうケースの場合は、中身が明らかにならないうちは報告しないというのが理事者の対応なのか、委員長から改めて聞いておきます。

○副市長

基本的には、あえて避けているわけではございません。ただ今回の判断というのは、先ほど原部のほうからあったように、総務部も含めていろいろな現状報告も受けておりましたが、アバウトな数字でただ混乱するよりも、チェックするものがないわけですから、ただこんなことがありましたというだけでは議論にもならないといったことで、数字をきちんと整理してほしいと私から指示しました。それで、何度も申し上げているように、機械化されていないものもありますから、それを6月から夏にかけては、情報システム課の担当には寸分もなくいろいろな業務が入っていますので、これも常に夜に、通常の仕事をした後に職員がこのチェックをやらざるを得ない状況で調べてきました。

ただ、御指摘があったように、12月の一定の数字が出た時点で報告すべきかどうかについては、私の判断としては、年が明けて事務指導検査を受けてからやるべきだという形で、金額が確定するまで報告については差し控えたということで、それは一つの判断でございます。御指摘がございましたが、意図的におくらせたというよりも、検査を受ける日程も含めて道と話し、公表時期についても、道も当然道議会のほうもありますから、そういったことで整理をして2月2日に記者会見という形で公表させてもらったということで、特別な他意はございません。

ですから、今後ともこういったものが発生しましたら、ありましたと言ってあとはわかりませんという報告は基本的にはできないと思っていますから、ケース・バイ・ケースで考えますけれども、委員長からお話があったように、報告しないというスタンスには立ちませんので、そのあたりは御理解をいただきたいと思います。

○千葉委員

◎損失補てんについて

最後に、補てんに関してですが、先ほどからいろいろお話が出ておりますけれども、我が党としましては税金での補てんは考えてはいないということを、冒頭に述べさせていただきました。

理事者のほうからも、返済に関して、今、方向を模索しているようなお話もありまして、職員による補てんも考えているように認識をいたしました。先ほど、福利厚生会ですとか、いろいろなお話がありましたけれども、実際に全職員を対象として補てんをさせていくというお考えもその一つの方向としてあるのでしょうか。

○総務部長

冒頭に申し上げましたけれども、私どもとしては、当事者あるいは関係者が弁済できればそれは一番いいのだろうというのが基本的な立場です。ただ、6,700万円という多額のお金を市の職員である数人が用意をするというのは、現実的にはかなり難しい話だと思います。先ほど来から話しておりますけれども、市民の皆さんに対する信頼を失っ

ている中で、少しでもその部分を解消できるということからすると、市職員全体の中で協力していけないだろうという議論もさせていただいています。ですから、たまたま先ほど福利厚生会の話もありましたけれども、まだほかには、もちろん二役の中での議論もしていますし、管理職である部長会、課長会、さまざまな部分でどんなことができるかという議論を、実は内々ではやっております。当然、当事者、関係者を含めて、もっと言うとOBの方を含めてさまざまなことをやっていますけれども、それぞれまだ途中経過の段階で、どういう形になるのかは見えていない段階です。

ですから、今、御質問にありましたとおり、私どもとしましては、できれば全職員の中で金額の多寡は別にして、市民の皆さんの信頼にこたえる意味で、どこまで集められるのか別にして、できる限り職員全体の中でも協力的な意味で集めていきたいという思いでいるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○千葉委員

今、その関係者ですとか当事者というお話もありまして、またOBというお話もありました。お話をされた人数は、どのぐらいでしょうか。

○総務部長

関係者、当事者、それから当時の関連するOBというお話ですから、人数的には、関係者、OBを含めて10名前後が当時かかわっている方ということでございます。

○千葉委員

実際にそのような方向に向かうとすれば、ある程度御理解をしていただけるというのが、現在の御認識ですか。

○総務部長

話としては御理解をいただけるのだと思います。ただ、問題は、金額になったときにそれぞれ個々の生活の中でそれぞれの御事情があるわけですから、どれだけのお金を拠出していただくかというのは、また別の話だろうと思います。今、基本的な話をさせていただいて、基本的な御理解をいただいていると私としては思っております。

○千葉委員

やはり税の負担うんぬんとなると市民の皆様が目というのは非常に厳しいということで、今、政治絡みの話題もやはり政治とお金ですとか、そういうものに市民の皆さんの関心が非常に深く、今回のこの問題に対しても、私たちの税金を使うのは絶対に許せないという声が大多数なのです。ですから、ぜひともこの件に関しましては、しっかりと市民の皆さんに説明をしていただいて、補てんに対しても御理解をいただけるように進めていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

報告を聞かせていただいて、また、一連の質疑を聞いて、やはり自分から質問して御答弁をいただきたい点がありますので、何点か質問をさせていただきたいと思います。

◎課の体制と時間外勤務の実態について

資料に沿って聞きたいのですが、最初に、資料①で体制の変遷が書かれております。その中で、平成15年度に福祉部の高齢福祉課ができ上がっていますが、その前は、福祉部高齢社会対策室に管理課と高齢福祉課があったものを1課制にしているのですが、この課の統合は何を目的として行われたのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○医療保険部長

平成15年度の課の統合でございますけれども、今、お話にありましたように、管理課が計画事業係、医療係の2

係があり、高齢福祉課が高齢福祉係の 1 係でございました。それを統合したわけですけれども、1 課 1 係という状態を解消するのが目的の一つだったと思います。高齢福祉課高齢福祉係が 1 課 1 係でございましたけれども、それを管理課と統合して 1 課 3 係にして、あとは健康に不安を持っている虚弱老人の方々、それから元気老人といいますが、老後をおう歌されているの方々、両方の方々を一つの課で持っていくという、そんなことがございます。

○斎藤（博）委員

次に、資料⑦で、平成14年度の制度改正について、老健制度の窓口負担割合「定額制」から「定率制」に変更と書かれています。このため、高額療養費の発生が増加すると書かれていますのですけれども、10月に制度改正が行われるためには、半年とか、長い場合は 1 年近く前から普通は準備とか、いろいろな作業が行われているのではないかと思いますのですけれども、この14年度に行われた制度改正に伴っては、どのぐらいの準備期間なり、どういった作業、また検討とか、どういった時間をかけて制度改正の準備がされたのか、わかったら教えてもらいたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

確かに平成14年10月に制度改正がありました。当時の状況を、わかっている範囲では、老人保健制度いわゆる老健を担当しているラインと福祉医療を担当しているラインと二つありました。福祉医療については、その当時はベテランが多いし、問題はないだろうと、でも、老健のほうは、今、言ったとおり14年10月は定額制から定率制という大きな改正もあって、別なシステムの変更その他、準備期間はわかりませんが、大変タイトなスケジュールで仕事をしていたと。どちらかという老健のほうが大変な状況で比重を置いていたと聞いております。

○斎藤（博）委員

全体的に古い話で恐縮なのですがすけれども、平成14年度、15年度、16年度、17年度、18年度に、福祉医療係の係単位で結構なのですがすけれども、時間外勤務はどのぐらいあったのか、教えていただきたいと思ひます。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

時間外勤務命令簿については、5年間保存していますので、恐らく平成16年度ぐらいまではあると思ひます。今の話でいきましたら16年度、17年度、18年度くらいは分かると思ひますけれども、ただ後日にならないと、ちょっと集計する必要がござひます。当時の月とか年度の詳細について、今は把握できていません。

○斎藤（博）委員

機構改革というか、課の統廃合が行われてたり、頻りに制度改正が行われている中で、記憶もありますけれども、どれだけその状態を分析できるか、今後、原因なりの背景を知る上で、また、今、言われている個人の問題の背景という部分も少し聞かせていただきたいと思ひます。時間外勤務の状況を含めて、できた時点でまた議論させてもらいたいと思ひます。

◎調査検討委員会からの今後の報告について

次に、先ほど来、繰り返して恐縮なのですがすけれども、今後の流れの中でも影響があるものですから、2月8日に調査検討委員会を立ち上げたという報告を受けているわけですが、その結果、主にどういった内容で、いつごろ議事に報告書を提出していただけるのかについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○総務部長

調査検討委員会を立ち上げて、全員集まって 1 回開催し、その後は時間の節約も含めて担当別に、個別に事務を進めております。例えば真相だとか、原因を究明するグループ、再発防止をつくるグループ、それからもう一つは損失補てんでどんな方法論があるかという、先ほど来の議論もありますが、そういう形で進めています。私としては、先ほど濱本委員にも答弁いたしましたけれども、おおむねの概要をできる限り早く市民の皆さんなり、議事に報告したいと思ひますので、第 1 回定例会の途中でも一定程度のことがわかれば、報告をさせていただきたいと思ひます。特に、集中審議の日を設けられると聞いておりますので、その前までには報告できるようにしたいと

思っております。

○齋藤（博）委員

要は、今後の補正予算の関係とか含めて、集中審議の日程がまだ決まっていませんけれども、それに間に合うような形で報告書はいただけると理解してよろしいでしょうか。

○総務部長

報告書というペーパーでどれだけのものが出せるかは別にして、内容については皆さんに示していきたいと思えます。

○齋藤（博）委員

◎未請求額の性格について

次に、これもさかのぼっての話で恐縮なのですが、今回の事件は、道に補助金を返還するところに特徴的な部分があるのですが、これを担当する職場では、この問題がわかった時点とほぼ同時に返還が生じる、返還に至る可能性があるとの認識だったのでしょうか、金額の数字の細かいところは別として。この返還の財源は、基本的には税金です。小樽市がもらった補助金を、税金を使って返さなければならなくなるのではないかと、そういった問題に発展する可能性があるかと理解したというか、そういう認識に立ったのはいつごろですか。

○医療保険部長

先ほどの話の中で出ましたけれども、金額が幾らあるかわからないけれども、道補助金の返還が生じる可能性があるというのは、4月から5月にかけて道の担当窓口と話をしたときに、金額の精査がいつまでにできるのか、あるいは精査ができなかったときにどうなるのか、話をいたしました。道の補助制度そのものに、返還額あるいは補助金の総額の変更を確定できないのであれば、それは補助制度自体から外れてしまうことになり、任意返還ではなくて、返還命令という形になりますと、小樽市がという話ではなくて、ごく一般的な話として、そういうお話をしていました、その段階では。

それで具体的には当然、道議会で言えば道民の税金、市議会で言えば市民の税金という話になりますけれども、その部分で財源をどうするかという議論まではしておりません。ただ、小樽市と北海道の間の中で先ほどの財源といいますか、助成制度の中身で説明いたしましたように、高額療養費を控除した部分の2分の1ずつを北海道と小樽市で負担をしているわけですから、北海道が超過交付になっている部分については返還したいと。これは、ほかのいろいろなルール計算でやる国保でも介護保険でも同じことですが、超過交付が起きた場合には、返還するわけですから、そういう流れの中で特定の財源として税金がどうこう、何がどうこう、まだそこまでの議論はしていませんでした。返還をしなければならないという認識は、その段階です。

○齋藤（博）委員

◎返還金の扱いについて

先ほど来も若干質問されていますが、質問通告もしている道への返還金の扱える部分なのですが、小樽市は今日の委員会ですら少なくとも年度内の3月31日までは返還しなければならないという考え方に立っています。繰り返して悪いのですが、小樽市は確定した返還金の返済が滞ったり間に合わなかったりという場合、特にこの福祉医療制度で、補助金を出してくれている道との関係を考えてときに、どういったことが予想されるのか、教えていただきたいと思えます。

○医療保険部長

このことは北海道に聞けるお話ではありませんので、一般論として任意返還でなければどうなるか、約1年前の4月、5月の段階で聞いたときには、要するに補助制度の対象にならないから今までの補助金を全部返還していただくことになる、対象年度の5年度分は。

昨年3月30日段階の文書にもおおむね年度末まで、3月31日までに予定されたいと書いてあるわけです。その後、

北海道との協議の中で、第 4 回定例会で予算措置ができれば年内にというお話もあって、やはり 1 年はかかるだろうということで 3 月末という話を進めてきたわけです。今、第 1 回定例会で予算措置ができなくて、3 月 31 日に支払いができなかった場合どうなるかということを私は想定しておりません。

○齋藤（博）委員

先ほど来の質問の中でも、道からもらう補助金ですので、当然補助金を出す道の定款と申しますか、約束事があるって動かしていることとして、今回、こういう形になった場合、道のチェックがどうだったとかという議論は後の祭りみたいな話であり、基本的には 100 パーセント小樽市側の責任となっていくと。やはり道からの補助金を入れて運営しているこの医療助成制度を進めていく上では、3 月 31 日までに返還する以外の話はないという理解に立たざるを得ないのかと、もう一度確認させていただきたいと思います。

○医療保険部長

延滞金を払いますから許してくださいとは思いません。

3 月 31 日を超えて、日歩 2 銭払いますから 1 年待ってくださいとは思いません。

○齋藤（博）委員

◎責任と損失補てんについて

返済にかかわる部分はいろいろな角度で議論されているわけですが、まず一義的なものなのではけれども、二つあると思うのです。一つは、その当事者、それから関係者という部分の整理の問題があると思います。

それから、先ほど来言われているように、いろいろと頑張っている職員もいるけれども、一つの市役所で働いているという、会社で言えば社員、同じ立場に立っている人間が持っている部分なのではけれども、まず一義的な部分で、同じ市役所の職員が業務をしなかったことについて、道義的責任の部分はあると思うのです。それは、同じ会社の所属員同士の連帯感というよりも、やはり道義的責任が出てくるだろうと思います。まずその部分についてどういうふうにお考えになっているのでしょうか。私は当事者の皆さんの責任のあり方とは分けるべきだと思っていて、分けて議論しないと、話が混乱するのではないかと思うのです。そういう意味で、まず市長をトップとする市の職員全体の道義的な責任について、どのようにお考えをお聞かせください。

○副市長

当然、市長を含めて市の職員という立場では、道義的責任を当然感じなければならないし、感じております。ですから、そういう意味で、一人一人の職員にしてみれば、責任がないという、私には関係ないのだと、だから福利厚生会のお金を使うなりのお願いをしても関係ないとなるのでしょうかけれども、私がお願いをしている趣旨というのは、あなたに責任があるからではなくて、小樽市の職員として、ある職員がそういった行為を起こして市民に迷惑をかけたということで、いわゆる道義的に市のオール職員として何とか協力できないかという視点でお願いをしています。したがって、先ほど総務部長も話したように、これからまた不足の部分については、できる限り職制の中でどれだけのことができるか、それから消防の職員にも福利厚生会を通じてもう既に協力要請もしてありますし、それから水道局も福利厚生会が違いますから、市の職員という立場で何とか協力してほしいということを既にお願いしております。総じて私どもとしては、当事者の問題と、それと市の職員ということで全体に協力を求めているというのは、あくまでも市職員として道義的に職員が犯したこういった問題について、何らかのことをやはり協力してフォローするという視点で考えていますので、一人の職員のことだからおまえら全部同罪だみたいな、そのような意識で考えているつもりはありません。

○齋藤（博）委員

道義的責任をどういう方法で形にするのかというのは、すごく難しいのです。関連的な道義的責任という部分と、具体的に金額という部分になると、なかなか難しいと思います。

それから、今日は副市長にしても、総務部長にしても、協力をお願いしたいというスタンスに向いていることに

については、道義的に責任をお願いする限界も含めて、御理解をいただいているのだらうと考えます。

問題は、先ほど千葉委員からも質問されている当事者及び関係者、さらにはOB等なのですけれども、この方々に頼むという点です。もちろん道義的に社会的責任もあるとは言いながら、当事者に関して言うと、それでは済まない部分もあると思いますけれども、OBの方々に今回の金額に対して一定のことを求めるのは、先ほど言っている道義的な協力依頼とちょっとニュアンスが違うと思っていますのです。そういう細部の根拠というか、小樽市での総務部長なり、副市長なり、市長もそうですけれども、どういう根拠に基づいて協力してもらえないかと、もっと言えば、一般的な協力ではなくて、もう少し責任とるように言って迫るといふか、かといって脅したりすかしたりするわけにもいかないとは思っていますけれども、その際に例えばまず行政責任はあるのだらうと思います。行政責任に基づいて、その人たちが負担をしなければならない部分が、いつ、どこで発生するのか。それは例えば職員分限懲戒審査委員会なののだらうかというあたりについて、どういうふうに整理されているのかをお聞かせいただきたい。また、OBはまたちょっと特殊なものですから、行政処分の対象にはならないのだらうと思いますので、そうした場合は、平成14年度、15年度、16年度にいた方というのは、最も関係が深いのですけれども、退職の壁があり、在職している市の職員の関係者とは全然違って来るのではないかと思うわけです。その辺の分け方の整理を、やってはだめという意味ではないのですけれども、どういった権限なり根拠に基づいてお願いをしているのか、その辺についてどういうふうに精査しているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長

なかなか難しい部分もあって、それぞれ個別に話はさせていただいていますけれども、法的な部分では地方公務員法なり、あるいは民法上の問題なり、いろいろな問題があるのです。今、特にお金の補てんに関してお願いしていますのは、先ほどから話がありますとおり、当事者は、本人自身が業務をしていないことを認めているわけですから、そのこの部分の責任を、本人は私どもとの話の中で、それについては大変申しわけないと。それからお金についても自分としては返していきたいという意思は言っています。ただ、現実問題として、この金額というのは本人にとっては、もう天文学的な数字になっているのも事実だと思います。ですから、どういう意思をまずは有しているか。それから、当時の担当者の上司である係長なり課長なり、医療保険部長からもありましたけれども、ある意味でのチェック機能を持っていますと、決裁機能だとか、当時、業務をやっていることに対して現実に承知をしていないと申している方もいらっしゃいますし、それであれば、やはりかなりの部分での責任があるのだらうと私どもは思っていますので、そのことは率直に申し上げます。

ですから、今、私どもも極めて短い期間の中で、なかなか丁寧にできなくて本当に申しわけない思いをしているのですけれども、職員の方に、今一時的なお金をお願いしていると同時に、当事者には職員にお願いをしているこの大きな思いを含めて、まずはあなた方の今の動きを職員は非常に見ていますと。ですから、当面あなた方として何ができるのか、そして今、一時的にこれしかできないにしても、その後何ができるのか、そういう話を早急にしてほしいということで、先週来ずっと話をできております。

OBにつきましては、御指摘のとおりであり、既に退職して市内の中で一民間人としていらっしゃるわけです。ただ、当時、やはり同じ意味で、職制の中である責任についてお話をさせていただいて、五、六年前にいらした方ですから、仕事のことはわかっている、業務なり職員のことをよく覚えておりますので、一定程度そのことの御理解をいただいて、来週またお会いすることになってはいますが、私としては御協力をお願いしていくということで、OBの方にはお願いをしていきたいと思っています。

○斎藤（博）委員

◎職員負担による対応と今後の方向性について

最後なのですけれども、いろいろな意見が寄せられているのは私どもも同じです。ただ私どもに寄せられている意見について、こういった議論が前例になることに対する不安を、ある意味率直に、今日、副市長もおいでになっ

ているので聞きたいと思います。確かにミスしてはいけないし、ましてやサボったとか、仕事を投げて市役所、ひいては市民の皆さんに迷惑をかけることはあってはいけないのが前提です。ですが、仕事をしていく上でいろいろなことがあるわけですし、それが初めから税金で返すわけにいかない、市民の皆さんに負担をかけるわけにいかないというところからスタートしている議論について、若干危ぐするような意見が寄せられているのも事実であります。そういったことも考えて、今後、何回かこういう議論の場があると思いますので、そういった中で協議していきたいと思っています。このことについてももし答弁があったら、最後をお願いしたいと思います。

○副市長

私どもとしては、今回のケースは、先ほどから報告しているように、この数年間、個人がわかっていてしなかったのです。ですから、基本的には関係者で全部戻すしか理解を得られないのではないかと、関係者というか、当事者が中心ですけれども。だけれども、当事者に六千数百万円を戻せといっても、これはやはり天文学的な金額の話ですから、そういう中で、市の職員の皆さん方に何とか協力いただけないかとお願いしていることです。今、斎藤博行委員や中島委員もおっしゃってございましたけれども、将来的に何か起きたら何でも職員全員で負担するという事ではないのです。これは弁護士ともいろいろな連絡をとったりしていますけれども、求償を求めるにしても、仮に今の当事者に6,700万円全部を戻せということが出来るかも知るらしく、法廷の中でいろいろやればまた別なのでしょうけれども、基本的には全額戻せというのは極めて厳しいような話も聞いたりもしているのです。ただ問題は、業務をわかっていてやらなかったというのと、一生懸命やってミスをして損害を与えたというのとは、全然違うと思っていますから、基本のところは、先ほど来から総務部長も言っているように、当事者の責任だというのが第一義的なのです。けれども返せないだろうからみんなに道義的に協力をお願いできないかと。当時、一番近くにいなながら管理・監督ができなかった人については、あなたは一般的な道義的な話とはわけが違うのだということで、いわゆる金額の多寡から言えば、少しあなたは多く払いなさいという話になるかと思ひまして、基本的には一応そのような流れで今回のケースを考えています。これから出たものすべてという訳ではなく、仮に公用車の運転手が物損事故を起こした場合という話題が耳に入ってきたのですけれども、相手は保険で直すけれども、公用車は当然税金で直すわけですから、その分も全部自費で直すとなったら、やはり運転手は業務をしていられないわけです。だから、そういう意味で、それは一生懸命やっている中で起きたことですが、今回のケースは多少違うという認識を持っているものですから、こういった手だてと申しますか、そういうお願いをしているところでございますので、将来にわたってすべて同じような考え方を持っているわけではありません。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

○吹田委員

◎事務指導検査の目的や内容について

今日の報告を受けまして、4会派の皆さんから質問が出ましたので、なるべく重複しないところをと思うのですが、そもそも何年間に一回行われている道の検査の目的や内容はどのようなものなのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

道の事務指導検査の基本的な目的は、小樽市が福祉医療助成事業を行っており、道はその事業に対して補助金を出す立場でして、中身的には監査という話ではなくて、あくまでも補助金を使っている小樽市の医療助成事業の事務の取扱いが適切に行われているかどうか、例えば様式が悪いとか、先ほど言いました委任状をとれていないとか、事務上の不備、あるいは何かあれば、そこを指導し、助言するという立場でございます。

○吹田委員

そういうことを目的に来られるということは、そもそもいつ来ますと申したら、当然それに対して市のほうは大

過なくしているかどうかについて、また資料を用意する場合は、一応中身の点検をすることを考えてよろしいのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

おおむね事務指導検査に入るときは、平成20年度の場合は、今実施している途中の現年度分、終わっている前年度分につきまして、実績に基づいて検査調書をつくって出しなさいということになります。そういう意味では過ぎ去った部分について、このような資料を出してください、それを点検しますとなります。

○吹田委員

先ほども、各会派の方の質問の中で、平成17年度にも事務指導検査に来られたという話を聞きましたが、そのときには、資料の部分は、今は想定されたような形で出されていたと考えていいですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

事務指導検査のときは、1か月ほど前にあらかじめ何月何日に検査します、そのときには検査のためのこういう帳簿類あるいは関係資料を用意してくださいと言われますので、うちのほうでつくって出すものと、それからもともと日常的に事務で使っているものを用意しておき、お見せしてチェックを受ける形になります。

○吹田委員

特に私のほうの関係でもあるのですけれども、通常自分が持っているものの中身が合っているかどうかをきちんとしておかないと、必ず指摘されることになるから、それが合っているかどうかについて集中的に見ることをよくやるのです。市のほうには、監査や検査の部分は、通常いろいろな部署でたくさん行われる場合がありますが、そういうものについては、必ずこういう形でやりなさいと全体的に決まっているのではないかと思うのです。その辺のところは各部署で対応は自由にやってほしいとなっているのでしょうか。それともこの辺については事務的なもので、処理的にきちんとして、それを確認して受けてくださいというふうにやっているのか、その辺のところはどうなっているのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

基本的に、日常的な事務につきましては、自分たちの事務処理マニュアルと、それから道の補助金に関しては、事務の手引が出されていて、さらに高額療養費の事務の手引が追加されて、道のほうから日常の事務の遂行に役立ててくださいという、一種の手引書みたいなものは出されております。

○吹田委員

今回は事務指導検査のときに指摘もあって調べたと思いますけれども、例えば平成17年度のときには、そういう形のことは調べて、問題があったと考えていいのですか。それとも問題を伏せて、そのまま事務指導検査を受けて通したのか、それとも全然そのようなチェックをしていなかったのか、という問題があるのですけれども、この辺の状況はどうでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

道は実績報告書みたいな形で事務指導検査に出す書類をまとめなさいと。平成19年度は医療費がこれだけかかり、そのうち高額療養費はこれだけ入りましたと。20年度は予算的には高額療養費がこれぐらいで、現在、高額療養費についてもこのぐらい入っていると、要は全体の合計で報告書をつくっていくわけです。資料⑥にありますとおり、例えば16年度と17年度を見まして、医療助成額そのものは下がってきており、高額療養費の収入額も下がってきていますが、その前年の15年度は医療助成額は高いが、収入額は平成16年度と同じぐらいで、ここで入ってくる金額だけを見ても、年度間で上がったりが下がったりします。これは検査するほうにしてみれば、毎年のように制度改正があって対象者が拡大されたり、あるいは所得制限が設けられて対象者が少なくなったりと、制度によってその年度の助成件数なり助成額あるいは高額療養費の収入件数、収入額の変動があるとわかっていますので、その中の一部に未請求があったとしても、全体の流れの中で高額療養費にミスがあったと把握するのはなかなか困難だというような見方を、私も道のほうもしております。

○吹田委員

こういう全体的なものを集計したもので報告するようにしているということは、個々のものについてはサンプリングか何かでやってみないとだめですね。サンプリングは確率的に見るためのものだと思うのですが、このサンプリングというのは、市が出すのでしょうか。私にすれば、道が何日の分だと指定して、見るようになると思っているのですが、この辺で何も見つかってなかったというのは、見つからないような書類が出ていたのかと考えていたのです。極端に言えば、事務指導検査があって、道のサンプリングでその辺のところを正しくやっているかを見てくれたかどうかがすごく大事だと思っているのです。そもそも検査で調べるとか、運営指導は特にそのようなのですが、内容を間違ってもらわないようにするためには、どうしたらいいかを考えて来ていると私は考えているのです。そういう面では、検査にわざわざ来てほとんどの形で、問題なしということで通ったのですが、その辺はどうなのでしょう。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

先ほどの御質問にもありましたけれども、平成16年度のときは、北海道からの事務指導検査の結果について次のとおりお知らせします。おおむね適正に執行されていると認められますが、当日、担当者が口頭で指示した事項にも留意され、適正な処理をお願いしますということで、原則としておおむね適正に行われている。また、口頭で指示された事項は、受給者証の申請書台帳に交付年月日の記載漏れあるという事務のミスがあったので、そういう細かなミスのないようにと、当日、口頭で指摘されているのが、前々回の結果でございます。

○吹田委員

その辺のところは、口頭での指摘事項であれば、本当にこの内容について、現実にかうだったのですから、道のチェック機能が全く働いていなかったという感じに見えるのです。小樽市の問題もありますし、これから集中審議等もあるようでございますから、この関係では、特に今のそういった道に返還するお金にかかわった部分と、今話もありましたけれども、私は議会の中で、こういう公的な問題については、時効がないという話をよくするので。だから、ここでOBの方は退職されたからどうこうという話がありますが、言葉として最も使ってもらいたくないのです。ボランティアで仕事してもらっているのではないのであって、皆さんに高額と言ったら失礼ですけど、そういうものを払って、適切な業務をやっていただくと思ってお願いしているわけです。なおかつ内容について、今、お話を聞きましたら、上司がそういう仕事自体を理解していなかったという話などは、もう論外であると思うのです。そういう面では非常に責任があると考えますので、しっかりとした内部でのチェックが必要だと思います。

◎監査委員事務局への報告について

それと、私は、先ほど質問があって、こういう問題があったものも、監査委員事務局に報告しなくていいのだという論法になっているような感じがしましたが、どういうことなのでしょう。やはり全体のさまざまなことをチェックする方々が、内部では監査委員事務局として別にあるのです。そこが、各部で問題があって、なおかつお金にかかわっているということで、一番大事なことです。そういうことについて原部で対応して何とかするのだと。これはそういう意味では今回は大きかったから、こういう問題になっていますけれども、小さなものでも、さかのぼって何とかという場合に、それを監査委員事務局には報告しなくていいという、本当にそういった形の組織体制なのかと思うのですけれども、この辺については、現在もそういう考えでいらっしゃるのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

先ほどの質問ですが、監査委員事務局に報告をしていたのかという話につきましては、道の事務指導検査で発覚したとき、うちのほうで調査を始めた時期について監査委員事務局には報告していないという話なのですが、今回、額の確定だとか、公表に至る経緯の話は、もちろん監査委員事務局長と次長にこの間の経緯その他ついて、資料を持って行って説明をしてきたところです。

○吹田委員

監査委員事務局につきましては、また別の機会に質問しようと思っておりますけれども、ただ言えることは、そういうものにつきまして、確定しなければ報告しなくていいという考え方です。すべての部署について、何か問題があったときにも、確定しなければ情報を流さない。確か前にも監査委員事務局は、いわゆる問題がないものは調べることはないのだ、問題が発生したら我々がかかわるのだと。それなら全然わからないという部分です。いわゆる先ほど副市長が性善説でいたのだと、こういう情報で常に押さえていらっしゃる。だけど、私らにすれば、業務を間違わないようにするためには、だれかがチェックしてくれればいいのではないかと考えるのです。この辺につきましては、やはりそういうような論法をもって、この組織になっているのかと思うのですけれども、部長は、そういう問題については、このような認識をずっと持ってこられたのか、また現在も持っていらっしゃるのでしょうか。

○医療保険部長

市の監査委員事務局とそれぞれの補助金あるいは特別会計の監査や検査の関係ですけれども、実際問題として、例えば会計検査もありますし、道の事務指導検査もちろんあるわけですけれども、そのすべてを監査委員事務局に報告して、その中身についての何かを求めるようなシステムにはなっておりません。私どもの感覚からすると、監査委員事務局というのは、役所の中で一般的な共通する事務そのものについての定期監査を何年かに一度やっていただいて、例えば支出負担行為そのものについての確認をしていただく。そして専門的な会計検査あるいは都道府県の検査というのは、それぞれの事業で、例えば小樽市が何かをしているということではなくて、例えば介護保険であれば事業者が不正受給をしていることを見逃していないのかなど、非常に専門的な調査になってきますので、今のシステムとしては、そのことを逐一監査委員事務局に報告するようにはなっておりません。

ただ、今回の事案につきましては、平成21年1月の段階で指摘を受けた、そのことを私どもが改善していった中で、今回は、その先にそれより前の年度のことがあったわけですから、それについて一定の額の整理等ができたときに報告申し上げたという状況でございます。

○吹田委員

わかりました。どちらにしましても、こういうものにつきまして、監査委員事務局は、事務執行、又は財務にかかわることを基本的にやるのだと考えています。そういう面では、何年にもわたって、会計報告の数字と中身が違っていると見ていいわけですが、本当は。そういう意味で、事務執行状況とか何がどうという感じもしないでもないです。だから、今回も一応、結論が出ますが、決算報告書も出ましたけれども、その中身が本来は違っていたことになってしまう感じが私はしているのです。だから、この辺について、監査委員事務局の方々は、基本的にはそういうところをきちんと見るのだと思っておりますから、これを考えたら、ちょっと方向が違う感じもしないでもないです。これにつきましては、これからの中で取り上げてまいりたいと思うのです。

また、仕事をしなかったという言い方をされておりますけれども、今後、こういうことが起こらないようにするためには、やはり一人がすべてを持つというやり方がどうかという感じがしないでもないと思うわけです。それから、何度もこういう議論をしているので、そういう形のことが進んでくるのはいいと思います。今日もこういう話を聞きまして、行政は本当に少し何か漏れると金額が膨大になることがよくわかりました。どちらにしてもこの六千数百万円のお金は、皆さんが大変努力をして経費を下げている中で本当に残念なことですが、こういうものにつきましては、これからさまざまな論議をして、いい形で進んでいければと思っておりますので、これからそういう面では、なるべく厚生常任委員会も含めてかかわって、改善につきまして、議論、論議していきたいと思っております。今日は一応内容を聞かせていただいたという部分で、ぜひこれから、今後につきましてきんのない意見を出していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。